

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番			

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 課 長	渡 辺 眞 悟 君	学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	竹 中 敏 明 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜多村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

議長（栗田利朗君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、7番 吉野誠君、10番 広瀬文典君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

#### 日程第1 一般質問

議長（栗田利朗君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

トップバッターということで非常に緊張はしておりますけれども、しっかりと行ってまいりたい、そのように思っております。

今議会に提出をされております内容ですので、しっかりと御返答いただくようお願いを申し上げます。一般質問に入らせていただきます。

題として、今年度におけるまちづくり協議会の検証と、今後の展望についてお尋ねをいたすものです。

先週、東日本大震災が発生をし、丸3年がたちました。まだ多くの行方不明者がおられ、被災地では復興も道半ばという映像が連日映し出されておりました。当時の映像等からは、自然の脅威・猛威が鮮明によみがえってきますが、日々の生活の中では遠いことのように感じ、少しずつ忘れ去られているのが現状ではないかというふうに思います。

当時、「きずな」という言葉が多く使われました。地域のきずな、家族のきずななど、互いに助け合い、励まし合うことの重要性をあらわす言葉として、自主防災など地域での活動が活発となってきたのも震災以降からです。

さて、平成25年度は、住民との協働によるまちづくり推進のためのまちづくり協議会が各地区に誕生し、ちょうど1年がたちます。今年度のまちづくり協議会活動費として各地区にまちづくり交付金が交付され、各地区とも、これまでの生涯学習事業だけにとどまらない活動も行われてきました。その金額は、平成25年度の予算ベースで全地区合わせて1,500万円となっています。単純に前年対比はできませんが、昨年度までの特色ある公民館活動交付金70万円を大きく上回る金額となります。

ここに1つの資料をつけておきましたが、平成25年度のまちづくり協議会関係と、平成24年

度の公民館費との差額だけを捉えた金額、なお前年同額となっている公民館の管理などの経費や、年度によって大きく左右される修繕費や工事請負費などは取り上げておりません。そして、あくまでも予算ベースでの比較をしますと、平成24年度では3,135万8,000円、平成25年度では5,231万3,000円となり、その差額は2,095万5,000円になります。

この交付金は地域の活動を支援するものであり、公民館事業を引き継ぎながら新しい地域のあり方を模索するためのものでもあり、金額だけを取り上げて批判するつもりはありません。しかし、この現実を理解した上で今年度の検証を行っていただいたと思っております。また、その結果が平成26年度、今年度の予算編成の根拠となったとも思いますので、この1年間を振り返り、まちづくり協議会に移行して全体的にはどのような問題点があったのか、その改善点は何か、地区ごとはどうであったのか。このことはそれぞれの地区には特徴があり、事業面や運営面において地区間ではさまざまな差異があると思っております。その観点から、地区ごとの違った指導や育成方法があることも想定されます。それぞれの地区まちづくり協議会がどのような方向性を持って進められていくのか、よりきめ細かい検証が要求されると思っておりますが、まず今年度の成果を企画調整課からお聞かせください。あわせて、地区まちづくり協議会として行った生涯学習事業の成果についても、昨年度と比較して今年度はどうであったのか、生涯学習課にお尋ねをいたします。

次に、来年度に向けてお尋ねをいたします。

平成26年度から、府中地区と垂井地区において、地区公民館を地区まちづくりセンターと名称を変更されることに伴う垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例と、垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正などが今議会に議案として提出されております。4月1日からスタートできるようにと配慮された結果だと認識をしております。

では、現在、地区公民館において、地区まちづくり協議会ができる事業、また来年度設置される地区まちづくりセンターにおいて、地区まちづくり協議会ができる事業にどのような差があるのでしょうか。町民が地区における活動や事業を行うに当たり、どのような制約があって住民が不都合と感ずることがあるのでしょうか、私にはないように思えてなりません。変化があるとすれば、行政サイドにおける教育委員会から町長部局への管轄の変更以外には見当たらないように感じます。また、世間では、センター化に伴い、施設使用料金が発生するのではないかと不安を感じておられる方もいて、むしろ使い勝手の悪い印象を与えているように思います。これまで以上に、地区公民館への足が遠のくのではないかと心配する声も多く耳にいたします。今日まで、地域住民にとって身近な公共施設としての地区公民館が果たしてきた役割は大きく、生涯学習事業には、子供からお年寄りまでの幅広い年代を巻き込んできた事業が数多くあり、今後、同様の事業にも悪影響が出るのではないかと、町民は変化することへの不安を拭い切れない状況にあると思っております。

現在のところ、地区センター化は時期尚早ではないかと感じておられる方も多くいるように思います。ただ、地区センター化を目指された2地区からの申し出には、行政サイドとしてき

ちんに対応していく必要があります。2地区先行という形でスタートされるならば、特にセンター化を希望しなかった地区については、先行される2地区の状況についての住民への説明会を開催するなどして、住民との意見交換をしながら、不安材料を一つ一つ払拭していくことが重要かと考えます。

住民との協働によるまちづくりは、住民に任せるまちづくりではありません。地区センター化が目指すビジョンとその過程について説明をし、より具体的に、かつ段階的に状況を分析しながら、一緒になってつくり上げていく姿勢が必要になってくると考えております。この点について中川町長はどのように考えておられますのか、お聞きをいたします。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 私のほうから、藤墳議員の御質問の4点についてお答えをしたいと思います。御存じのとおり、自主・自律した協働のまちづくりの実現に向け、間もなく1年が経過しようとしています。各地区では、この時期に新たな年度の事業計画、あるいは予算・決算の準備をされておる時期でございます。これから各種の報告が上がってくるものと思いますが、そういった状況でございますので、全てを私どもで了知していない部分がございますので、その点、御承知おき願いたいと思います。

まず1点目の、まちづくり協議会に移行して、どのような問題点があったのかといったお尋ねでございますが、問題点と言われておりますけれども、課題といった意味合いも含めてお答えをしたいと思います。

その1つは、協議会設立時からございましたが、体育推進員、青少年育成協力推進員の補助金の流れについてでございます。これまで、この2つの推進員に係る補助金につきましては、直接その団体に交付されておりました。しかしながら、地域におきましては、まちづくり協議会の事業として展開しておるんだといったようなことから、ぜひとも今後はまちづくり協議会へ資金が入るようにしてほしいといった、問題として捉えるのかどうかといった議論があるかもわかりませんが、そういったことがございました。

それから2つ目には、役員の選出でございます。まちづくり協議会が設立されることで、地区にとりましては公民館長さん、それから連合自治会長さん、加えて新たにまちづくり協議会長が加わり、どの職をもって地域の代表とするのかといったことが地域で非常に取り上げられて、一部混乱が生じた時期もございました。

そこで、2点目の改善した点についてでございますが、3点目の、地区ごとでどうであったのかも含めて関連してお答えをしたいと思います。1つ目の体育推進員、青少年育成協力推進員につきましては、生涯学習課と調整をいたしまして、新たな年度から、全ての地区においてまちづくり協議会に補助金が入るように改めをさせていただいたところでございます。

次に、2つ目の役員の選出につきましては、垂井、東、表佐、栗原地区につきましては、現公民館長さんが協議会長さんに、そしてまた宮代、岩手地区につきましては、連合自治会長さ

んがまちづくりの協議会長に就任されたところでございます。また、協議会長につかれなかった方々につきましては副会長に就任されるなど、大変な選出に当たりまして、実に地域にとりましては御苦勞をおかけしたなど。ここに改めて感謝申し上げたいと、そのように思っております。まさしく、今申し上げましたような内容につきましては、行政ではなかなかない地域ならではの話し合い、総意によるものであったなど、そのように考えております。

次に4点目の、それぞれの地区まちづくり協議会がどのような方向性を持って進めるのか、今年度の成果もあわせてお聞かせ願いたいというお尋ねでございますが、地区の方向性、目的につきましては、各地区まちづくり協議会規約で多少の言い回しは違いますけれども、そのほとんどが次のように規定をされております。

一例を紹介したいと思います。協議会は住民、議会及び行政との協働のもと、公民館を核とした地域コミュニティを形成し、地域のきずなを深め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自律したまちづくりを目的とすると。ある自治区では、協議会は地区の住民が互いに協力し、地域の課題解決に努め、住民相互の連帯感と自治意識の向上を図り、安心・安全で活気のある地域共生のまちづくりを推進することを目的とすると。

また、ただいま規約上は今申し上げたとおりでございますが、地区の広報紙、あるいは今年度の事業計画等にも次のように記述がされております。地区名につきましては差し控えたいと思いますが、ある地区では、世代間を超えた人づくりを中心に、ものづくり・まちづくりのネットワークを活用した協議会にしたいと。ある地区では、ともすれば消化行事的な従来のあり方、取り組み方を現実・現状、世情に沿った、活性化した、誰もが住みよい生き生きとした明るいまちづくりを私たち住民の力で盛り上げよう。ある地区では、地区住民や各種団体が互いに協力し、自治意識の向上を図るとともに、豊かなきずなを結び合う愛着と誇りを持てるまちづくりを目指しましょう。ある地区では、新しいコミュニケーションの場として生かし、みんなの力で大切に育てていただき、見事に花を咲かせましょう。ある地区では、互いに連携し合い、安全・安心で明るく、快適で活力あるまちづくりを目指します。ある地区では、今年度重点項目として次のように掲げられております。安心・安全な地域とするため防災活動を見直しましょう、快適な環境を守るため美化活動に取り組みましょう、住民同士のつながりを深めましょう。最後になりましたが、公民館事業を継承することを重視しなければならないが、まちづくり協議会に移行する意義も活動に反映する必要があると。全ての事業をまちづくり協議会が中心となって展開してまいりましょうと。

このように、24年度の設置以降、各地区ではさまざまな団体が地区まちづくり協議会という形でつながりを持とうと。さまざまな可能性や取り組みが生まれようとしておるところでございます。

次に、今年度の成果とあわせてというお尋ねでございますので、早速、私ども企画調整課で展開いたしました新たな事業について、各地区に照会をいたしました。その中から、事業名だけになりますけれども、少し御紹介をさせていただきたいと思っております。

子供たちの星空観察会、これは相川の左岸で実施されました。ついせんだつては、「猫ひろしさんとまちを楽しくジョギングしよう!」、うたごえ喫茶の開催、それから110番投票箱設置、つくって食べよう防災食の研修会、ある地区では、まちづくり研修会と称して、実に11回の研修会を開催されております。ホタル祭り、ひな人形づくり、ひな人形展、まことに残念でございましたが、甲冑の制作についても募集をかけられた動きがございました。そのほかではそば打ち教室等々、実に事業の数だけでも総合計46回に及ぶ報告が各地区から上がってきております。

また、広報紙の発行につきましては、議員各位も目にされたと思いますが、7地区のうち全戸配付が5地区で実施がされております。残る回覧として2地区でございますが、そこへ加えて、毎月の発行が、実に5つの地区において広報紙が発行されているような状況となっております。

このように、どのようにお互いに協働したらよいか、あるいはまた日々の地域に携わる現場におきまして、さまざまな新規事業を展開しつつも、そこからあらわれてくる幾つかの課題や、時には分析に立ちどまり、模索もしつつ、それぞれの地区の未来に向けて続くであろうまちづくりをどう実現していくのか。今はまさしくその過程にあるのではないかと、そのように私も理解をしておるところでございます。

したがいまして、住民が主役となって、行政はそれを支えるという協働によりまして、引き続き地域づくりの活動を支援してまいる所存でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと、そのように考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（栗田利朗君） 生涯学習課長 竹中敏明君。

〔生涯学習課長 竹中敏明君登壇〕

生涯学習課長（竹中敏明君） 藤墳議員の5点目の御質問、地区まちづくり協議会として行った生涯学習事業の成果について、昨年度と比較して今年度はどうであったかについてお答えをさせていただきます。

公民館は、地域の人々に身近な学習や交流の場として、また地域性を生かした多種多様な事業を展開して、地域のコミュニティーの拠点となっております。現在は、自治会、公民館、まちづくり協議会が協働してまちづくりの活動を推進していただいておりますが、各地区のまちづくり協議会においては、従来の公民館活動の必要性を認識していただいております、一層の事業展開をしていただいております。

従来は教育委員会の方針と重点を踏まえて、館長、主事を中心に生涯学習事業を企画し、地域の方々の協力をいただいて実施されてきた経緯があります。今年度からはまちづくり協議会の事業として実施されるようになり、まちづくり協議会の役員、理事の方々による企画時点からの参画により、より地域の事業として新たな取り組みがなされております。例えば研修会や勉強会として、町の財政、防災知識や防災食、ごみ減量や、歴史と文化を伝えるボランティア講座等が実施されております。今まで企画できなかった防災、環境や福祉などの講座が実施さ

れ、また公民館で発行していた年一、二回の公民館だよりが、まち協だよりとして年3回から毎月発行されるようになるなど、地域の活動が今まで以上に広がってきていると感じております。

今後も、各地区まちづくり協議会の活発な活動を支援し、社会教育、生涯学習事業が衰退しないようにかかわってまいります。御理解を賜りますように、よろしく願いをいたします。  
議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤埴議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

私には、センター化の目指すビジョン、それから町民と一緒にやっていく考えについてどうかというお尋ねでございます。

今、企画調整課、それから生涯学習課から、それぞれまちづくり協議会が取り組んできた状況を御説明させていただきました。ここで改めて、昨年、まちづくり協議会を各地区で立ち上げていただき、それぞれの成果を上げながら着実に進めておられます各地区のまちづくり協議会の活動に、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

このまちづくり協議会は、私は、合併の破綻以降のまちづくりの大きな根幹にある部分だというふうに思っております。多様化する住民のニーズ、それから厳しい財政状況、少子・高齢化社会、こういったものに対応していくために、やはり協働によるまちづくりを目指していく中で地区はどうあるべきなのか、住民はどうあるべきなのか、そして行政はどうあるべきなのか、議会はどうあるべきなのか、そういったことを考える中でまちづくり基本条例を制定させていただきました。それに基づき、現在、各地区においてまちづくり協議会が立ち上がっておりますわけでございますけれども、このまちづくり協議会を立ち上げるときにおきましても、従前の公民館活動、それから自治会活動と、何の支障もなくやっている。それを何でもまちづくり協議会に統括しないといかんのやという声も随分いただきました。しかし、そこでずうっとお話をしてきたのは、今がいいからこのままずうっと行くという保障ではないと。今のいい状態をさらによくしていくために、次に向かってステップアップしていくのがこのまちづくり協議会であるという思いで、ずうっとお話をさせていただいたというふうに思っております。

各地区の公民館活動の中に、自治会も運営委員として従前入っております。先ほど不安ということで使用料のお話ございましたけれども、公民館の利用において、自治会が使う場合は、本来であれば使用料を徴収するのが建前かもしれませんが、現実に即して徴収をしておりません。したがって、センター化が進んだとしても、これらについて変えるつもりは全くございません。現状のまま行きたいというふうに思っております。

このセンター化の目指す部分といいますのは、議員もおっしゃいましたように、行政の教育委員会から町長部局への移管ということもあるかもわかりません。しかし、協働ということを考えたときに、この協働は住民との、行政との協働、そして住民のあるというふうに思います。

現在、各地区において活動しておる中で、行政はそれぞれ所管ごとにかかわっておる

でございます。自治会につきましては企画調整課、公民館につきましては生涯学習課という形で、縦割りの中で動いておると。これは、現実に地区まちづくり協議会で動いておられる方々は、全て包含した形で動いておられます。これは企画調整課の事業やと、これは生涯学習課の事業やという思いで動いておられることは余りないというふうに思います。それであるなら、これらを統括といたしますか、一体的に運営していくのも一つの大事なことではないかなと。さらに効率を上げていくためにも必要ではないかなという思いでございます。この縦割りを排除し、効率化を図っていくこと、そして協働を進めていくことが、やはりセンター化を進める大きな目的であろうというふうに思っております。

今、各団体間の協働ということも申し上げましたが、これはまさに震災以降、災害において自助・共助・公助ということがよく言われますが、その共助の構築に当たると思います。お互いが助け合う組織をいかにつくっていくか、このことは各地区において今も担当課長から話がありましたように、各地区においてさまざまな課題が内在しております。全て同じではなく、いろんな形で内在しております。それをその地区ごとの思いを持って共助の体制をつくっていく、そのことがまちづくり協議会の目指す方向ではないかなというふうに思っております。その受け皿としてセンター化、一体化した中で進めていきたいというふうに思っております。

このセンターというのはいろいろな思い、行政の思い、住民の思い、そういったものを同じ土俵に上がってもらって取りまとめ、支援していく、そして育っていく、その場がセンターである、活動がまちづくり協議会の活動であるというふうに思っております。

先ほど不安ということで、料金のこともお話をいたしましたけれども、さまざまな不安がある、これも確かだと思えます。

公民館は、昭和46年に垂井町の公民館設置条例によって運営が開始されております。43年がたとうとしております。そういった長い年月をかけて作り上げてきた公民館活動を変えていくというわけでありますので、不安があって当然かと思えます。ただ、その不安を少しでも軽くしたい、あるいは急激な変化ではなくて、現状の活動を追認する形の中で少しずつ形を変えていくいきたい、そういう思いでこのまちづくり協議会、センター化に臨んでおるところでございます。

当然一つ一つ丁寧な説明が大事かというふうに思いますし、このことにおいては、まちづくり協議会を立ち上げるときにも、原課、そして私自身も総会、準備会においてお話をさせていただいたところでございます。これからも丁寧な説明をしながら、住民の方と一緒にまちづくりを進めていきたいという思いでございますので、よろしくお話をいたしたいというふうに思います。

また、時期尚早ではないかというお話もございましたが、これもまちづくり協議会を立ち上げるときに話したことと同じことで、今が公民館として何の問題もないと。決して今の公民館に問題があるから変えてしまうのではなくて、さらに今の公民館活動、公民館の動きをさらに



よくする、住民の手に直接届く、近くにある、そういう思いを伝えられる場にするためのセンター化という形で御理解をいただきたい。

センター化をするしない、するから厚い保護をする、しないから放っておく、そういうことでは決してございません。その根本にあるのは、まちづくり協議会をいかに進めていくかということでございますので、このセンター化をするしないにかかわらず、しっかりと支援をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

けさの新聞にも、県の人口が昨年に比べて1万1,650人減った。65歳以上の高齢化率は26.2%になったという記事が出ておりました。これから日本は、今まで経験したことのない社会に突入していくこととなります。少子化・高齢化、人口が減少し、お年寄りがどんどんふえていく社会。今までは、みこしで例えると、7人、8人、10人でみこしを担いでおったのが、最終的には1人で1人を支える社会がやってくるかもしれません。そういった社会になって、我々はどういう地域づくり・まちづくりをしていかなければいけないのか。セーフティーネットをしっかりと守るため、働かせるために行政が一生懸命やらなければならないのはもちろんのことですが、そこにかかわる住民の方も同じように協力していただく、やれることをやっていただく、元気で暮らすことももちろん大事な要素であると思いますが、必要だと思います。そういったみんなで支える社会をつくっていくのが、これからのまちづくりであるというふうに思っております。

公民館からセンター化へという流れは、今までの各団体の支援から、まちづくりの視点を捉え直すという意味も含んでおるというふうに思います。人、そしてその人の思いを支援すること、それがこれからの垂井町のまちづくりのあるべき姿と考えております。決して焦っているわけではありませんが、着実に少しずつ前に進みたいという思いでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（栗田利朗君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳理君） 各地区での取り組みは、確かに今年度変わったところもたくさんあるというふうには理解をしております。また、各地区のまち協だよりを拝見しておっても、よくやっておられるなあというふうに、しっかりと認識はしておりますけれども、このセンター化、いわゆるセンターは施設であります。施設管理についてのやはり条例であろうかというふうに僕自身は理解をしておりますし、そのモチベーションを変えていくというふうな形になってこようかというふうには思っておりますが、7地区そろっていけない、そこにはどんな原因があったのかということ、やはり十分な住民への説明が足りなかったのではないかなあというふうに思わざるを得ません。この1年かけて、各地区が自主・自律した活動を続けてこられたことは当然十分に認識をしておりますけれども、その横で、行政側がしっかりとした説明をしてきたのかどうかということ、僕は問題があるのではないかとこのように捉えざ

るを得ないというふうに思っております。

この現実には重く受けとめていただきながら、はっきり僕の考えを申させてもらいますと、3つの条例案を見直し、また規則もしっかりと開示をし、1年をかけ十分に住民周知を図りながら、7地区ともセンター化できる方向に努力をしていくべきではないかというふうな考えを持って、私はこの質問をさせていただいております。

町長、その考えがあるのかなのか、答えにくいかもしれませんが、お答えいただきますように、よろしく願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 藤壇議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この一律に進めるということについて、その説明が足りなかったのではないかということでございます。また、一旦これを留保して、見直し、再度説明をかけて同時に進めたらどうかという御提言でもございました。

今回、このセンター化に進むに当たりましては、府中地区、垂井地区、垂井地区は少しおくれからでありましたけれども、昨年の10月に府中地区からセンター化に対する要望というものが出来てまいりました。

経緯を申しますと、私ども当初は、このまちづくりセンター交付金一括交付にかえてやる中で、青少年健全育成、それから体育推進の関係の補助金の問題等もありまして、まだ縦割りが残っているなあとこの状況を私どもも認識をしておりました。そういった中で、この交付金を何とか3年間ぐらいは同じ形でいって、まずなれていただいて、そこからさらにステップアップしていただきたいという思いでございました。そのステップアップというのは、やはり今のセンター化を含めた地域が受け皿となって活動していく場づくりであります。

そのときに、府中地区からこういったセンター化をしたいと、我々の予想よりもはるかに前に進んでおる状況が見えてきたというのがございます。もちろんまちづくり協議会を立ち上げるときの説明においても、センター化の話はしておりましたけれども、それはしばらく先のという我々の思いでございましたが、今回、そういった思いがある中で、これを少し待てと言えるかどうかということをお内部で協議したところでございます。

その府中の方々とお話をしたときに、私たちは基本条例ができて、協議会ができて、いろんな思いでやってきた。何とか前へ行きたい、そのために支援をお願いしたいという要望でございました。その思いに応えていくのも一つの大事な思いかなと。せっかく盛り上がった気分を、ここでブレーキを踏む、あるいはストップをかけるというのは、後にどういう影響が出るか、私どもはそれを非常に心配いたしました。そして、先ほど言いましたが、目指せセンター化、これは町が目指す方向とも合致しておるところでございますので、これを全員協議会ときにはパイロット事業というようなお話をさせていただきました。先進的、あるいは水先案内といえますか、試行的に進めていく。そして、この成果を他の地区の方にも状況として知っていた

だき、こういうことができます、こういう状況です、一緒にやっていただけませんかというように形で説明していこうと、そういう考えで今回提案をさせていただきました。

ですから、一律に行っていない状況がありますが、やるやらないにかかわらずその支援について変わることはない、先ほども申しましたように、そういうつもりでございます。ですから、まずやはり今の状況をさらによくしようと動き始めたところがある、それを見ていただいて、またそこで判断していただくのも一つかなあという思いでございます。

子どもは、かつての公民館、中央公民館があり、地区公民館があり、中央公民館で意思決定したものを各地区公民館がやっていく、そういう形ではなく、各地区がそれぞれ自律した形の中で動いていける体制というのも大事かというふうに思っております。そういった部分で、2つの地区からのセンター化への要望というものを大事にしたいという思いの中で、今回この設置条例の改定に踏み切らせていただきました。何とぞ御理解を賜るよう、よろしくお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、役場庁舎についてであります。

政府は、3月11日午後2時46分に合わせて、東日本大震災の犠牲者の方々に哀悼の意を示すべく国民に呼びかけることを発表しました。この役場庁舎からも放送で呼びかけがあり、黙祷をいたしました。

あの震災から既に3年という月日が経過しました。私は3年前の6月議会で、震災に備え災害発生時における拠点となるべき庁舎の耐震についてお尋ねをいたしました。また、震災が起きた折には、災害復興の拠点として機能するためにも、庁舎の耐震問題は重要課題であると問いました。

かねてから中川町長は、建てかえ、リニューアル、別の場所に出ていくなどのさまざまな案の中から庁舎の基金を積み立て、財源を確保し、町としての方向性を早い時期に示したいとの見解でありました。庁舎基金の積み立ては、現在5億9,000万円になっております。現状での建て直しをして改築をしていくのか、また、そのほかの方法でいくのか、現実に即した計画を立て、実行に移す時期に来ていると言えます。

そこで、他の市町に目を向けてみますと、既存建物を庁舎として活用している例があります。宮城県の石巻市役所が元大型商業施設、また山梨県の山梨市役所は元電気メーカーの部品工場を庁舎として活用しております。

休遊化して使われなくなった施設でも、立地条件や規模、既存施設の状況によっては庁舎として利用することが十分可能であります。改装工事は必要かもしれませんが、同じような規模の建築物を新築するよりは、工事費を節約できると聞きます。建物の耐震や、避難のための安全性や動線の確認をし、庁舎に適した休遊化施設を用途転換するののも一つの方法ではないかと

思います。さまざまな工法や方法がある中、既に近隣市町はこの庁舎の問題に取り組んでおります。

そこで、本町の役場庁舎の耐震化に伴う方向性についての考えを、中川町長にお尋ねをいたします。

次に2点目ではありますが、府中地区離山の企業誘致の進捗状況についてお尋ねをいたします。

平成24年の6月にお尋ねしましたが、そのときの町長の答えは、土地を確保することを進めながら、同時並行で企業に働きかけていくということでありました。昨年6月には、離山地域の地元説明会において、町長みずから具体的に進める旨の発言がありました。関係者の方々は、期待を持たれた反面、あれから9カ月もの時がたち、その後、変化がないことに諦めの気持ちになっておられる人がいることもまた事実であります。地盤を初め、各種の調査が終了した今、この大事業を本気でなし遂げていく決意があるのなら、専門家も交えプロジェクトを組み、タイムスケジュールに基づいて進めるべきであると言えます。

平成21年5月に候補地の選定に入ってから既に5年が経過しておりますが、このことを踏まえ、企業誘致にどう道筋をつけていくのか、中川町長にお尋ねをいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 江上議員の、役場庁舎の耐震化に伴う本町の方向性についてに答弁をさせていただきます。

御存じのように、庁舎の耐震性、老朽化及び狭隘等の観点から、庁舎の改修につきましては、既に必要性が求められているところでございますが、この庁舎の改修に当たりましては、さまざまな課題がございます。とりわけ、先ほども江上議員が質問の中で申されました経費の問題、現在、庁舎建設基金を積み立てておるわけでございますけれども、この経費の問題、それから場所の問題といいますのも極めて大きな問題ではなからうかなというふうに認識しておるところでございます。

特に経費の問題につきましては、現在の場所で建てかえる方法と、新たな土地を求めて、その土地で新庁舎を建てる方法、それと現在のこの建物の耐震補強を行いながらリニューアルをするといった3つの方法があるということにつきましては、それぞれメリット・デメリットを示させていただきまして、そこに経費の問題も含めて、さらに検討を進めるということにつきましては、再三御答弁させていただいたとおりでございます。

今年度、その経費の問題につきましては、とりわけ耐震化が必要な庁舎初め公共施設等につきまして、概算の費用を出していただくよう今進めておるところでございますが、そういった耐震補強、あるいは改修工事に係ります概算費用を算定いたしまして、その出てきました概算費用に基づきまして、この庁舎の整備の方向性につきましては、さらに進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

さて、議員が御指摘されました先進地事例の関係でございます。

既存建物の庁舎への用途転換についてでございますが、先進事例の山梨市役所につきましては、昨年度、幹部職員の視察研修で視察させていただきました。民間建物を利用した庁舎整備の事例として、非常に効果のある庁舎であったわけでございます。

庁舎整備の経緯といたしましては、旧市役所の近隣の電子部品工場の撤退に伴いまして、跡地を建物ごと買い取ったわけでございます。建物は無償で譲渡されておりまして、建物の経費は全くかかっていない、敷地の分だけの経費で済んだということでございます。しかしながら、その建物の改修につきましては、相当の経費をかけているところがございまして、新築するまでの経費には至っていないといったところで、経費の削減という面からすると、非常に効果的であったというふうに担当者から聞いております。

その研修につきましては、私も同行させていただきました。本当に実感ではございますけれども、うらやましい限りでございました。当然、電子部品の工場でございまして、非常に広い面積、駐車場用地も十分ございまして、建物を有効に活用した事例でございまして、機能的にも効率的にも、事務スペースは十分確保されているという認識で帰ってまいりました。

先ほど議員も申されましたように、この山梨市以外にも石巻市もございまして、全国的にもいろいろ調べてまいりますと、こういった既存の建物を有効に活用しながら庁舎に転換している事例はほかにもございます。

そういった実態を踏まえる中にありまして、今後、こういった庁舎問題を検討するに当たりましては、新たな場所で庁舎整備につきましては、経費の削減といった観点から、既存建物の庁舎転換につきましても、当然場所の問題がクリアされるようなところでないと問題として残ってまいりますので、そこらが解決されるようなところでありましたら、やはり今後、庁舎の改修の選択肢の一つということで取り組んでいってもよいのではないかという考えを持っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

私のほうから、以上で答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 私のほうから、江上議員の企業誘致にどう道筋をつけていくのかの御質問について、お答えをさせていただきます。

離山周辺開発業務につきましては、昨年7月末から各地権者のお宅を回り、事業推進の同意を得て、9月議会におきまして基本計画の策定、地質調査、地下水の調査などを認めていただきまして、現在、企業を誘致するために重要な事業主体、また分譲時期、分譲価格を明確にすべく取り組んでいるところでございます。この間、地権者の皆様に対しましては、離山周辺だより、地区だよりナンバー7を発行いたしまして、今回の計画策定や調査についての情報共有を図ったところでございます。

議員御提案の、専門家を交えた取り組みやタイムスケジュールにつきましては、経験豊かな県の土地開発公社から、現在、技術提供等を受けて進めているところでありますが、今後も県

の土地開発公社に事業主体になっていただきまして、実施計画、造成工事等を計画し、分譲してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、誘致する企業が早い段階で決まっているのが前提でありますので、来年度は、さきにも申し上げましたとおり、分譲時期、分譲価格を明確にいたしまして、進出企業の誘致に全力を挙げてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 1番 江上聖司君。

〔1番 江上聖司君登壇〕

1番（江上聖司君） 再質問をいたします。

まず、この庁舎問題、私がこれで質問させてもらうのは2回目でございます。私に限らず、今まで先輩議員、あるいは同僚議員、何度も何度も同じ質問が出てきております。

それで、現在、いろいろな地方債等の償還も進んである現在、決断をされるなら今しかないのかなというふうに思うわけですが、その点について再度、中川町長にお気持ちをお尋ねいたしたいと思っております。

それからもう1点、総務課長のほうにお尋ねをしたい点がございまして。

基金についてでございますが、現在、この庁舎基金を初めとしまして、ふれあい交流基金等々の基金が15ほどあるわけですが、これらの基金を統合することによって、例えば使い勝手がよくなるとか、そういったことがあると思うのでありますが、そのお考えをお尋ねいたします。

次に、企業誘致の件で再質問をいたします。

前回、平成24年6月13日に、私はこの企業誘致の件で質問をしております。そのときの中川町長のお答えは、例えば垂井町にある大手企業の本社とコネクトをとりながら、また県の企業誘致課等と連携をとりながら、トップセールスでしっかりと行っていくというふうにおっしゃっておられました。それから年月がかなりたっておりますけれども、その成果はどうであったのかをここで再度お尋ねをいたしまして、私の質問といたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 江上議員の再質問の、基金の部分についてお答えをさせていただきます。

本町の基金につきましては、新年度予算資料にお配りしてございますように、20ページに基金の残高等が載っておりますわけございまして、議員が申されたように、特定目的基金を含めまして15の基金がございまして、以前、この15の基金のうち財政調整基金、減債基金等につきましては統合することはできませんが、他の特定目的基金につきましては、目的も薄らいだといった観点から、ある議員からの提案によりまして、この基金を統合するように議員の皆さんに働きかけた経緯がございました。しかしながら、残念にその統合につきましてはなし得なかった

ところでございます。

今後、庁舎の基金につきましても、今現在5億9,000万円ほどございますし、今年度、それから来年、新年度につきましても1億円でございますが、それぞれ今年度、新年度と合わせまして2億円をまた積み立てるわけでございまして、やがて8億円ばかりの基金になるわけでございます。当然、庁舎を建設、あるいは改修しようと思いますと、それなりの経費がかかってまいりますので、今後、財源の確保といった観点から、先ほども申しました基金の目的が薄らいだ部分につきましては、今後統合してその基金におきます財源について流動的に財政出動をしていくような環境といたしますか、基金の統合を図っていく必要があるかというふうに考えておりますので、今後、また機会を捉えながら、議員の皆さん方にもこの基金の統合について提案をさせていただくように進めてまいりたいと存じますので、またその点につきましては、何とぞ御理解いただきたいと思います。

私のほうから、基金に関する答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 江上議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

2点あります。

まず庁舎の問題について、決断すべきときではないかということでございますが、そういう時期が迫っておることを私どももひしひしと感じておるところでございます。

今、総務課長が申しましたように、今年度、残余金を使いまして1億円の積み立てをお願いいたしました。また、新年度においては、当初から1億円の基金の積み立てをお願いしておるところでございます。8億近い基金が積み上がるわけでございますけれども、こういった状況の中で、先ほどからお話をしておりますように、いろんな方向性を示しながら、最終的に町の方針として皆様にお示しをする、そして住民の方にもいろいろとキャッチボールをしながら新たな庁舎の問題について対応を進めていきたいと。そういう決断を下す時期がだんだん来ているというふうに思っておりますので、その節にはよろしく御理解・御協力をお願いしたいというふうに思っております。

それから、企業誘致のトップセールスでございますけれども、5年以上かかっているという状況ですが、この間のやはり3年ほどが農政局との協議に費やされた部分でございます。優良農地を何とか企業地にしていきたいという思いでいろいろ粘っておったんですが、最終的にどうしてもらちが明かなかったという状況の中で、最終的に現在の半分の面積での休遊地の土地確保という形で進めておるところでございます。

トップセールスをするに当たっては、当然情報の提供ということになりますので、面積とか価格とか、今、これからお示しをしようとしておるところでございますけれども、そういった材料がないとなかなか具体的な話には行かないというのが現状でございます。ただ、県の企業誘致課とか、あるいは町内の既存の企業も大手がございまして、そういった工場長、総務課

長ともお話をしたり、あるいは近隣の企業とのお話等もしたりする中で、考えておるんだというような情報は出しておりますけれども、なかなかやはり結びついていない状況でございます。

ただ、これからはそういった価格、あるいは期限等もある部分は示していけますので、より具体的なセールスができるものというふうに思っております。また、積極的に頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 最初に、電子入札についてお聞きいたします。

垂井町も電子入札を導入されました趣旨はどこにあるのか、まずその1点をお聞きします。

それから2点目、朝倉温泉のポンプ購入と井戸の調査についてであります。

朝倉温泉水の利用者数が年間300人に満たないのに、ポンプが壊れたとってポンプ購入に420万円、井戸の調査については294万円を使うということになっております。今まで、温泉懇談会の中でもいろんなお話があったと思いますが、町民には温泉懇談会の中の答申と申しますが、そういうものについては何らお示しをされておられません。それから町長は、温泉水の利活用については盛んに言うておられるが、その間、利活用については何ら方針が出ておりません。

それから、温泉水を民間人に会社の人を使うかといううわさ話がありますが、これはあくまでもうわさ話であって、何ら温泉を使ってもいいよという仮契約もされておらないのに、たればのお話でこれをやるということは、私はいかがかというふうに思っております。その点をお聞きします。

それから、医療費削減であります。

現在、垂井町でもがん撲滅を目指して、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、卵巣がんの半日人間ドックにかかれる制度がありますが、今のところ、個人負担は1つのがん検診、人間ドックで500円から700円でやっておられます。その費用については、垂井町も2,383万4,000円というお金を出しておられます。

今、医療は物すごい進歩で進んでおります。この間、味の素株式会社がアミノ酸の研究から血液検査でがんを見つけることに成功しました。アミノインデックスがんリスク検査というのですが、健康な人ががんである人のアミノ酸濃度バランスの違いを統計的に解析することによって、がん罹患しているリスクを評価する新しい検査であります。特徴は、1回の採血、約5ミリリットルで複数のがんが同時に検査することができます。早期がんにも対応しております。

アミノインデックスの検査の対象となるがんは、男性では胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの合計4種類のがんに対するリスクを評価しております。今まで、血液検査では前立腺がんがなされておりました。新たに3種類がこの血液検査でできるということでありまして。女性では、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、卵巣がんの5種類のがんに対するリスクを評価します。



私は、アミノインデックス検査方法の対象者としては、男女とも40歳以上79歳までとしたらどうかというふうに考えております。アミノインデックスによってがんであるかどうか確定するものではありませんが、検査にはそれぞれ長所・短所があります。幾つかの検査結果を総合的に判断することで、がんを見つけ出せる可能性が高くなると考えております。これも、毎年毎年、定期検査をする必要があります。

この検査には健康保険が今適用されません。だから、半日人間ドックでかかっても、体内のがんの細胞をほんの少し、どこかを取ることによってあるかないかというふうに検査されるんですが、ないところを取ってもないという話ですから、人間ドックにかかっても後でがんであったということがあり得るわけでありまして。この血液検査によれば、大体解析をしまして疑わしいということになれば、精密検査を受けていただければ、そこであるかないかということがわかりますので、その場合、私は個人負担として血液検査でやられる場合は1人3,000円いただいて、残りは町の負担ということでやれば、あと医療費は大分削減されると思います。

医療費が莫大にかかるということは、死ぬか生きるか、入退院しておると医療費が莫大にかかるんですね。通常のお医者さんにかかっている場合はそんなに医療費はかかりませんが、そういう点から行きますと、画期的な進歩があったということで、これは早急に来年度ぐらいから、早ければことし下期からでも導入してもらいたいと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。以上で終わります。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 吉野議員の、まず第1点目の電子入札に関して御答弁を申し上げます。

私、指名委員会の委員長に就任しております関係上、この電子入札を進めておるといいますか、その方向性について検討を加えてきた立場から、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、そもそも電子入札とはということでございますが、発注者と入札参加業者とネットワークで接続いたしまして、指名競争入札、あるいは一般競争入札の一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法でございまして、岐阜県においては、県内市町村が共同で電子入札システムの構築・運用を行っており、当システムを利用することにより、町単独でシステム構築・運用する場合に比べて大幅な費用削減が図れることから、県内42市町村中34の市町村が既に利用を開始しております。当町においても、昨年4月から電子入札準備を進め、昨年10月からは試行運用を行っております。現在までのところ、何ら問題もなく入札事務を行っており、引き続き本年、いわゆる新年度4月からの本格運用に向け、だめ出しも含め最終準備を進めているところでございます。

この電子入札を導入することにより、手続がシステムで適正に管理されるため、入札の公平性、あるいは透明性が確保できるほか、入札事務をネットワークで行うため、入札参加業者の移動コストの削減、また行政事務の効率化及びペーパーレス化が期待できるものであり、全国の自治体においても一般的な入札方法となっております。

ここで、それでは何もかもいいこと尽くめかと申しますと、若干そうではない部分もあるのではないかというふうにも思っております。強いて言うなれば、デジタル化によります業者との相対することが少なくなり、無味乾燥、無機質な機械的事務処理となり、業界の実態情報の把握、あるいはプロとしての技術面に関しての提言・提案など、よい意味での町とのコミュニケーションが希薄になってしまうのではないかと想定される部分もございます。いろいろそういったこともございますが、大きな流れとしては電子入札という方向でございます。

こうしたことにつきましては、今後どのような状況になっていくのかを把握しながら、建設的に対応していかなければならない部分も出てきましようが、前向きに進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、朝倉温泉のポンプ購入と井戸の調査についてというお尋ねでございます。

この朝倉温泉につきましては、昨年12月31日、大みそかの日でございますが、温泉ポンプが故障したという一報が私どもに入ってきております。担当所管からの連絡でございましたが、正月早々という前に、その日のうちに地元業者に基本的な調査をお願いしたところ、温泉ポンプが過負荷によりまして動かないと。試しに逆回転をさせましたが、これもかなわないということで、電氣的な状態が前面に出てきております。

年明け早々にさらに井戸業者、あるいはこの温泉開発を行った業者にも依頼しまして、詳細調査をしたところでございますが、この井戸ポンプは、そもそも平成11年5月に掘削をいたしております。その後、平成12年3月に温泉ポンプを地下700メートルのところに設置をいたしております。設置して、半年後にポンプが故障いたしました。早速そのポンプの取りかえをいたし、以後、昨年12月30日までは異常なく運転ができておったわけでございますが、その折、当時12年9月に故障しましたポンプは修繕箇所究明のために点検・分解いたしまして、その後、それをしっかりと整備してセミナーハウスでずうっと保管をしまいたところでございます。そういった予備品も持っておったところでございます。

今回故障した温泉ポンプを抜本的に対応するならば、一旦ポンプを引き上げまして、その状態を見る必要がございます。その折に、井戸を掘ってからもう既に十二、三年たっておりますので、井戸の内部がどのような状態かという状態を十分調査したいということで、あわせてカメラも入れながら井戸の内部を調査したいと。まずポンプを上げます、それから井戸の内部をカメラで調査いたします。その後、ポンプの状況を十分調査しながら修繕、あるいは新規に購入する必要は、今の予備ポンプをもってとりあえず復旧させるというようなことで、引き上げましたポンプを修繕するか否かは分解等の調査をしてからの対応という形になりますけれども、とりあえずそういった形で復旧をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、最悪の状態を考えますと、実は温泉井戸といいますのはケーシングといいまして、鋼管でもってまず地上から700メートルのところまで直径16センチ5ミリの直径です、700メートルまで。それから、以下1,500メートルまでが11.4センチの直径でございます。それから1,500メートルから1,700メートルまでは8.9センチの直径でございます。このケーシングのところ

スリットが入っておりまして、そこから温泉水を湧出させていると。そのスリットが、腐食等によりまして崩落ということもなきにしもあらず。崩落していたならば、恐らく井戸ポンプは上げることがかなわないだろうと。そうしますと、最悪の状態でございます。そういったことになっていないことを祈るばかりでございますけれども。

この温泉につきましては、議員は年間300人ほど申されましたけれども、実は月間50ないし60立方の利用がございます。これをお風呂水1回分に換算しますと、月300人ほどの御利用があるというふうに思っております。したがって、延べですけれども年間3,600名ほど、そんなような状態で御利用を賜っております。

楽しみにしておられる住民の方も多数おられるということで、今後とも有効活用できますように、温泉ポンプ故障を解決していきたいという考え方でありますので、よろしく願いをいたします。

それともう1点、温泉懇談会の結果が説明されていないということも申されましたけれども、私どもは十分意を尽くしているというふうに考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 吉野議員の3点目の、血液検査でがんを見つけることのできるアミノインデックスがんリスクスクリーニング検査の導入についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、本町では、各種がん検診につきましては、厚生労働省健康局長の通知「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」に基づき実施をさせていただいております。この通知において、胃がん検診は問診及び胃部エックス線検査、子宮がん検診は問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診、肺がん検診は問診、胸部エックス線検査及び喀たん細胞診、乳がん検診は問診、視診、触診及び乳房エックス線検査、大腸がん検診は問診及び便潜血検査と検診項目が定められておるところでございます。

議員御提案の、繰り返しになりますが、アミノインデックスがんリスクスクリーニング検査は血液中のアミノ酸濃度を測定し、健康な人とがんである人のアミノ酸濃度のバランスの違いを統計的に解析することで、がん罹患しているリスクを評価する新しい検査でございます。1回5ミリリットルの採血で、男性では胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの4種類のがん、女性では胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮・卵巣がんの5種類のがんに対するリスクを評価することができます。リスクが高いと評価された方は精密検査を受けることとなり、この検査はあくまでリスクを評価するもので、がんであるかどうかを確定するものではありません。

全国的には、新潟や鳥取県などの一部の自治体においてこの検査をがん検診に導入しており

ますが、県内では導入している自治体はなく、またこの検査が行える医療機関は県内には2カ所しかありません。がん検診には医療機関の協力は不可欠であり、この検査を導入しようとする場合には、当然医師会との調整も必要となってくるところでございます。こうしたことから、本町においては、当面厚生労働省の指針に基づき各種がん検診を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

議員御提案の検査の導入につきましては、まだ新しい検査であることから、厚生労働省の指針で定める検査項目に含まれておらず、健康保険の適用もされていないことから、厚生労働省の動向を注視しながら、既に導入されている自治体の情報を収集するとともに、医師会とも協議しつつ、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 7番 吉野誠君。

〔7番 吉野誠君登壇〕

7番（吉野 誠君） 電子入札についてですが、ネットワークでやるということは大変いいことだなあというふうに思っております。

ただ、某会社へ行きましたところ、県も電子入札をやっておりますが、予定価格はちゃんと書いてあります。それから、その事業に対する仕様書もきちんと電子入札でわかるようになっておりますが、垂井町の場合は予定価格は書いておりませんし、仕様書も書いていないと。そうしますと、移動のコストの削減ということにはなかなかないなあというふうに思いますが、次回からはそういうことも全部書かれますかということをお尋ねしておきます。

それから、2番目の朝倉温泉のポンプ購入と井戸の調査の件についてですが、最初、町の発表のときには、150万立米の温泉水が使われておるで300人というお話がありましたが、そのときにははっきり年間とか月別とかというお話が我々には示されませんでした。この場になって、月50人程度がおるんやなかろうかというお話をされますので、私も面食らっておる最中でありまして。だから、それは年間とか月別とかははっきり言うてもらわないと我々の質問の仕様も大分変わってきますので、そういう点では注意しておきます。

それから温泉については、住民とお話をさせていただいて、それで今後はどうするかと。垂井町ではもう温泉を使って風呂をやらないと言われれば、これはもうやめないかなというふうに思いますが、そこら辺も何らありませんので、私ははっきり民間会社から使ってもいいよというお話があるまでは、この予算は凍結すべきじゃないかと思いますが、町長、いかがでしょうか。以上で終わります。

議長（栗田利朗君） 副町長 若山隆史君。

〔副町長 若山隆史君登壇〕

副町長（若山隆史君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきますが、1点目の電子入札の関係でございます。

先ほどペーパーレスと申しましたけれども、仕様書は電子的に仕様書を構築しまして、それ

を提供するという形で、業者の方はその電子データをもって仕様書の確認をとっているという形です。

それと、予定価格の公表につきましては、これは実は他市町村でも公開をしているところがあるんですけれども、総務省からは平成18年、当時の通達文書において、軽々に予定価格を公表しないような方向の通達文書が来ております。その内実は、予定価格を公表いたしますと、企業側における積算能力の欠如、あるいは適正な競争の欠如等も危惧されるというような添え文もついております。したがって、垂井町としては一貫して予定価格、あるいは設計金額は公表いたしておりません。今後もそういった方向でございますので、よろしく御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 吉野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

温泉の問題でありますけれども、このことにつきましては、ずうっと就任以来、いろんな形で温泉のことについてはお話をさせていただき、いろんな御意見もいただいてまいりましたが、この調査を凍結したらどうかということでございますけれども、やはり今、先ほど副長が申しましたように、状況がどうなっているかまずわからないというのがございます。これをしっかりする必要がありますし、今までも温泉を潰すということではなく、有効活用を図っていきたいということで、その中の1つが民間利用も入るということでございますので、今回とめてまいりますと、やはり水みち等の問題もあって、余りいい影響ではないのかというふうに思います。

今、言いましたように、利用人数につきましては利用数量から割り込んだ数字でございますので、正確にカウントしておるわけではございません。当初はコイン式でやっておりまして人数もわかったんですが、今は量でしかわかりませんので、その割り込んだ形が年間3,600人というような形になるわけでございますので、そこら辺は御容赦をいただきたいと思えますが、今言いましたように、まず調査をして、これを備えていくという形で対応していきたいと思っておりますので、この計上しました調査につきましては何とか実施をして、状況を確認したいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（栗田利朗君） しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

副議長（木村千秋君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番 安田功君。

〔3番 安田功君登壇〕

3番（安田 功君） 議長より許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさ

せていただきます。

学校におけるいじめ対策についてお尋ねいたします。

深刻化するいじめ問題は、全国どこへ行っても地域を問わず発生しており、もはや私たち誰もがその当事者となり得る、身近な問題と言っても過言ではありません。

けさの中日新聞においても、県内公立学校の実態について記事がございました。メールやLINE等、インターネットのサービスを利用したいじめが一般化して短時間に広がるとともに、ますます表面から見えにくい傾向にあります。対応の誤りやおくれから、不登校、犯罪行為、自殺といった重大事件に発展する場合があります、早期に適切な対応をとることが問題解決の決め手となります。この早期発見、迅速かつ適切な対応を可能にするために、私たちはそれぞれの立場で何ができるでしょうか。それは、まずどのような場合でもいじめの側が悪いこと、いじめを絶対に許してはならないという社会共通の認識を強く持つことでしょうか。そして、いじめにあった児童・生徒がすぐに助けを求められるように、各家庭や学校や地域社会との間で信頼関係が築かれていることでしょうか。

家庭では、会話や親子の触れ合う機会を大切に、地域の活動にも参加しやすい環境を整えるとよいでしょう。いじめの発覚は、約半数が本人からの訴えによるという調査結果もあり、やはり学校での対応が重要となってまいります。そのために、日ごろから早期発見に努め、学校としての対処方針を明確にしておくことが重要であると考えております。対処方針が明確で、学校全体で共有されていれば、保護者や地域の理解や協力がスムーズに得られると思います。さらに、学校ではいじめの実態把握に努め、調査結果を積極的に公表すべきだと思います。我が子がいじめられたり、いじめていたりしたときに、どこに相談したらよいかわからないようでは安心できません。

そこで教育長にお尋ねをいたします。

現在、当町の小・中学校で認知されているいじめは何件ありますか。それに、それぞれどのような対応がとられていますか。

インターネットによるいじめの対策は、どのようになされていますか。

今現在、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され、機能していますか。

いじめを未然に防ぐための取り組みとして、保護者や地域や警察との連携をどのように進めていますか。

以上5点、お尋ねして、御答弁をよろしく願いいたします。

副議長（木村千秋君） 教育長 渡辺眞悟君。

〔教育長 渡辺眞悟君登壇〕

教育長（渡辺眞悟君） 3番の安田議員の御質問に回答させていただきます。

まず1点目の、当町の小・中学校での認知されているいじめ件数についてでございますが、小・中学校の町内の認知件数につきましては、本人が特定されることを危惧しますので、この場所では控えさせていただきますが、昨年度、県の小・中学校におけるいじめ認知数について

ですが、1,857件でございました。これは、1校当たり認知している学校との関係でいいますと、小学校では約5件、それから中学校では約7件でございます。当町でも同じようと考えております。

2点目のそれぞれについて、どのような対応がとられていますかということと、インターネットによるいじめの対策についてでございますが、関連がございますので、2つ一緒にして、未然防止の取り組みと早期発見・早期対応にかかわって答弁をさせていただきます。

まず学校については、議員御指摘のように、学校での仲間とのかかわりを通じて、いじめは人間として絶対に許されないという認識が徹底されて、いじめを許さない学校づくり、学級経営づくりの充実の取り組みを指導しております。わかる・できる・楽しいという思いが持てる授業、それから子供たちがお互いに力を合わせて問題を解決し、どの子ども充実感を味わい、大切にされていることが実感できるような学級活動、それから相手を思いやる心、規律を重んずるということを身につけるための道徳の指導の充実、それから教職員が子供たちと対話や、ともに活動し、遊びながら子供たちの声や変化をつかみ、子供たちの理解をつかめること。そしてインターネット、メール等の利用の実態を把握し、情報モラル教育やネットトラブルの危機に関する指導をすること、さらには子供たち自身がお互いの人権を大切にするという宣言などを行って、自分たちの力で安心して安全に生活できるような学校をつくっていく活動をしていくことでございます。

次に、各家庭や地域の方々との連携について、今、広報でも流させていただいておりますが、「あったかい言葉がけ」の充実、それから地域の活動への参加、生徒指導上の出来事が起きたときの学校でどのような対応をするのかということの基本的なことの説明、それから先ほど安田議員が申されましたように、各家庭での触れ合いや対話の充実についてお願い。それから携帯等につきましては、どうしても必要な場合に購入してもらうようお願いをしているところでございます。また、便利なインターネットや通信型ゲーム機器は、保護者の監督下で適切に利用するような啓発活動等もお願いをしているところでございます。

早期発見・早期対応につきまして、学校では実態把握のために、2週間に1度とか、月に1度の悩み事のアンケート調査を実施したり、日ごろの子供たちの観察をしたり、定期的に教育相談を実施したり、いじめを早期発見するための職員研修を重ねてきているところでございます。

各御家庭にお願いしていることにつきましては、学校通信等により、子供たちの変化を見る視点を配付させていただいております。また、気になることにつきましては、学校にすぐ相談をしていただくことや、諸会合や、さまざまな保護者との話のときに、子供の情報について先生方から話を聞いてもらうようお願いしているところです。また、予定帳や連絡帳や電話での相談も、それぞれお願いをしております。

地域の方々には、老人会の方々等で登下校の見守りをしていただいているところでございますが、その中での変化とか、スポーツ少年団や子ども会での子供たちの様子で気になること

ろにつきましては、どうぞ教えていただくようにということでお願いをしております。

教育委員会としましては、いじめ対策会議を開催しまして、教職員の教育相談担当、それから生徒指導担当の研修会の実施や、町のスクールアドバイザーとの電話相談、中央公民館での相談、各学校での相談等を行い、早期発見・早期対応に努めております。

なお、このことにつきまして、相談窓口はどこへ電話をかけたり、誰に言ったらいいかということも含めて、プリントやカードにして子供たちに配付しております。その中には、法務局の相談窓口や西濃子ども相談センターの電話番号等も付記しまして配付しているところでございます。

次に、4番目の学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備され、機能していますかという御質問につきましてですが、学校へ指導しているところにつきまして、まず校長のリーダーシップのもと、いじめ等の対応委員会を立ち上げて、組織全体で対応するように指導・助言をしております。また、保護者へ学校における生徒指導上の諸問題の対応方針を年度初めに必ず伝えて、そして困ったことがあったら話をする、それから保護者にも協力していただくようお願いをしているところでございます。

なお、一応解決がついた後につきましても、継続して折に触れ、該当の子供たちに、助言や心配事はないかねということは継続して進めてきておりますし、今後もそのように対応していこうと考えております。

さらに、学校の対応だけではできないという場合もありますので、町の人権擁護委員の方や県の子どもセンターの担当の方、警察関係の方と連携をして、問題の解決を図るように、学校と一緒に動いていきたいと考えております。

5つ目の、いじめを未然に防ぐための取り組みとして、保護者や地域や警察との連携はどのように進められているかにつきましてですが、保護者や地域の方々との連携につきまして、まず一番お願いをしていることは、我が子の伸びや頑張りとかよさを、その都度保護者の方から伝えていただくこと。それから、我が子も他人の子供も同じように温かい言葉がけをしてもらう活動をお願いしているところでございます。これは、先ほど申しました「あったかい言葉がけ」にもつながっていくことと思っております。

それからPTA、自治会の皆さん、それから登下校の見守りをしていただいている老人会の皆様方や子ども見守り隊の皆さんから、スポーツ少年団、子ども会の皆さん方は、それぞれの立場で子供を地域の子として見守っていただく活動も進めております。また、当然ですが、気になることにつきましてはその場で声をかけていただいて、同時に学校や教育委員会へ連絡をしていただくこともお願いをしている状況でございます。

警察との連携につきましては、定期的に学校と警察との連絡会を実施しまして、現状と取り組みを話し合い、情報共有をすること。それから各学校や教育委員会からも折に触れて警察へ出向きまして現状を報告し、情報を共有することを行っております。

教育委員会としまして、子供たち一人一人のために、新年度から町長部局と連動をして、



外部有識者を交えたいじめ等対応支援チームを立ち上げ、町のいじめ対応方針の策定と、対応のあり方について検討していきたいと思っております。

学校は、仲間と一緒に目標に向かって学習や活動に取り組む中で、取り組んだ喜びを実感するとともに、友達と意見が合わずにトラブルになったり、目標が達成できずにくじけそうになったりするなど、さまざまな困難を乗り越えて、仲間とかかわるさまざまな体験を通じて社会の中でどう生きていくかということを学んでいく場と考えております。子供たちが安心して学校生活が営めるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（木村千秋君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 副議長のお許しをいただきましたので、通告によりまして一般質問をさせていただきます。

私は、安心して子供を産み育てられるまち、また交通安全対策事業の取り組みというような形でお願いしたいと、このように思っております。

今、垂井町の現状でございますが、26年度におきましては、町長の施政方針演説にも示されておりますが、高齢化率25%を超え、町民の皆様4人に1人が65歳以上と聞いております。5次総合計画の将来像「優しさと活気あふれる快適環境都市」となっております。

現在、町の人口は3月の町報では2万8,518人、昨年同期に比べますと147名の減少となっており、出生率は1.39と聞いております。また、先日3月4日付で、新聞に県下の選挙人名簿登録者数が発表されております。垂井町は12月から3月までの3カ月間で23名の減となっており、この近くの町におきましては70名、また安八郡のA町でも10名の増となっております、そこの町と比べますと、垂井町は少なくなっているなあと非常に残念でございます。

また、先週の朝、テレビで安心して子供を産み育てられるまちとして放映させておりました。その一端を早速述べたいと、このように思っております。

東京のE区でございますが、乳幼児教育ゼロ歳児に月1万3,000円の助成、また入園についても助成されておると。また、子供の宿泊等のショートステイ事業があると。また、I区におきましては、都営住宅に優先的に入居させる。また、家賃の助成等、またほかの区におきましても、商工会と連携し、商品券の発行とか水道料の助成、また高校生には5,000円の小遣いを出しておるといようなことも放映されておりました。

また、この1つでございますが、福島県のY町の取り組みでございます。ここはすこやか赤ちゃん誕生祝い金とし、健全育成奨励金として、またこれも支給されておるわけでございます。第1子、第2子におきましては10万円ずつ、第3子は50万円、第4子は100万円となっており、健全育成奨励金として第3子より50万円が支給されております。この奨励金は、分割して11歳まで支払われるということでございます。この町の出生率は1.81となっており、垂井町とは相当大きな開きがございます。

また、この町におきましては、結婚祝い金1組に20万円、また高校生の就学補助金として2万円支給されておる。25年度のこの町の一般会計は33億4,000万円、人口が6,400人となっておりまして、その1割がこれらの子育て事業に使われているというような形となっております。

また、次に福祉医療の助成事業でございますが、我が町も垂井町長の英断によりまして15歳までの医療費は無料となっておりますわけでございます。これらを近くの町で見ますと、O市、G町におきましては、18歳までになっておると聞いております。ぜひ当町も、これら近くの町で18歳までになっているということでございます。我が町におきましても、ぜひともこれらを考えていただき、町長の英断で18歳までお願いをしたいと思っております。

また、学校給食の無料化でございますが、県下のG町におきましては、平成25年度から保護者の経済的負担を軽減するというので、教育環境の充実等々にもつながるということで無料になっておると。

このように、全国または県下におきまして、各地でいろいろ少子化に向けての取り組みがなされております。当町も、子育てには幅広く、いろいろ政策がなされているわけでございますが、何か特色を持って、垂井町ならではの事業を取り入れ、子育て日本一として、人口減に対する政策を行っていただきたいと、このように思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

また、次でございますが、交通安全事業でございます。

先日も、26年度土木の事業箇所を配付されました。私もこれを見ましてびっくりしたんですが、町道の垂井養老線、宮代表佐線、庭田交差点の東、泥川の橋梁までの間250メートルがこれらの計画に出されていないわけでありまして。この道路は、宮代の大領神社北側から交差点まで歩道が設置されておりますし、泥川の橋梁は開設のときに歩道橋が設置されている。今回24年、25年度で、簡易ではございますが、表佐のほうまで歩道が設置をされまして、泥川から交差点まで、250メートル近くが歩道計画がないというような形でもございます。

そのような形で、やはり前後の工事をやられて、ここだけ放っておくということは、交通安全対策に対していかにも軽く考えてみえるのではないかと、このようにも思うわけでございます。ぜひともこの箇所を、工法的にはのり面の拡幅等で簡単に工事進むわけでございますので、ぜひとも早急にこちらをお願いしたいと、このように思っております。

また、町道の路線番号の2102号線、交差する横断歩道でございますが、通学路が設置をされ、この通学路には、宮代小学校の多くの子供たちが利用されております。県営住宅を初め東森下、ちょうど宮代小学校の4割近くの方がこの交差点を利用されているとことで、朝の通学時間帯におきましては、非常に通過する車が多いということで危険でもございます。保護者におきましては、通常の指導はされておるわけでございますが、ぜひとも横断用の信号機の設置をお願いするものでございます。

また、私も公安等に聞きますと、町において待避所事業を行っていただければ、こちらの信号機設置につきましては県のほうへお願いするというのでございました。ぜひともここに信号機の設置。また、この箇所の通学路におきましては、町道認定はされていないね。ぜひとも

これらの箇所を町道に認定していただくということで、今後、交通安全対策につきましては、建設課と企画調整課の2課にまたがるわけでございます。交通事故ゼロとしてしっかり取り組んでいただきたいと、このように思いますが、両課長の取り組みについてお尋ねをしていきたいと、このように思います。

副議長（木村千秋君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1点目の、安心して子供を産み育てられるまちをつくる、目指してということでございますが、3点ありまして、子ども・子育て手当の創設、それから福祉医療費の拡充、3点目の学校給食費の無料化につきましては、本来、教育委員会の担当でございますが、子育て関連ということで、私のほうからあわせて答弁をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず子ども・子育て手当に関連してでございますけれども、子育て家庭が望まれるものとして、やはり安心して子供を産み育てるといふ部分が求められていると思えます。これを実現するためには、保育、教育サービスの充実、それから仕事と家庭の両立をいかに図っていくか、それから子育て家庭への経済的支援等、さまざまな要因があろうというふうに思えます。こういったものを効率的に組み合わせていくことが必要かと思えます。

今、子育て日本一という御発言がございましたけれども、これを標榜する市町は結構たくさんございまして、日本一を競えば必ず量の、要するに幾ら出すかという話になってしまって、それが本当の目的ではないというふうに私どもは思っております。いかに育てやすい環境をつくっていくか、そのことに重きを置いて進めていきたいと考えております。

さて、国においては、こういったことの中から児童手当が子ども手当として支給されておるわけでありまして、ここら辺も今ずっと継続して、途中民主党政権下で少しづつついたこともございましたけれども、現在、児童手当として支給されておるような状況の中で、こういった施策もしっかりと取り組んでいく必要がある、支えていく必要があるというふうに思っております。

本町では、こういった計画をつくっていく上で、子育て家庭のニーズを把握するために、昨年の11月に垂井町子ども・子育てに関するアンケート調査を実施いたしております。この結果をもとに子育て家庭のニーズを的確に捉えて、垂井町子ども・子育て会議も立ち上がっておりますので、これらの議論を踏まえながら、本町に必要な施策を検討してまいりたいと思っております。新しい発想等も含めながら、町全体で子育てを応援する体制をつくっていきたくと思っております。ただ単に金額を上げていけばいいという話ではないということも、御理解をいただきたいというふうに思えます。

2点目に、福祉医療の充実ということでお話がございました。

18歳までの医療費の無料化ということでございますが、本町におきましては、平成18年に15

歳までを対象に医療費の全額助成という形で踏み切らせていただきました。他の市町に先駆けてやったという自負がございますが、今ではほとんどの市町が15歳まで導入しておるといような中で、差別化を図るために18歳というのではどうかなというふうには思うところであります。

18歳といいますのは、高校を卒業する年齢でありますけれども、義務教育ではございませんので、全てが高校に行っているわけではない。働いている子もいる、働きながら学校に通っている子もいる。公立学校に行っている子もいる、私立学校に行っている子もいる、そういったさまざまな立場がある中で、それを全て18歳まで医療費が無料というのは、乳児医療というくりの中でやるには、ちょっと無理があるのではないかな。こういうことを全てやっていくと、この後の給食費にも関係してきますけれども、全ての公の費用を無料にするという形は、子育てということを考えたときに、今までも地域で育てるということは言うておりますけれども、やはり子育ての第一義の責任は親にある。その親の責任において努めていく部分も大事にしなければいけないと思っております。受益者の応分の負担ということも、当然に発生するものだというふうには思っております。そうでないと、財政はとても立ち行かない状況になるかというふうには思います。

給食費につきましていいますと、学校給食法で施設や施設の維持管理費は町が持つという形になりますけれども、それ以外の食材費は保護者が負担するという形で行ってところでございます。

24年度の決算の数字で見ますと、給食の材料費として1億3,200万円ほどかかっているところでございます。これを全て毎年持っていくとなりますと、1億3,000万円という金額を毎年経常的に出していくということは、町の財政的には非常に厳しいものがあるかというふうには思います。全てを親さんに負担をしてもらって給食を運営しておるわけではなく、食材費という形で協力をしておっていただきますので、今食育というような形で、子供たちに食べることを通じて教育するというのも大事な要素でございますけれども、それを親さんの協力のもとに進めていくという感覚でございます。

給食費の無料化は、県内では1町だけがやってあって、まだほかのどこも踏み切っていない状況でございます。全ての首長が、やはり応分の負担ということを中心に考えておる状況ではないかなということをおもっております。こちら辺は、周りの状況を見ながらしっかりと対応していきたいと思っております。

私としては、何でもかんでも全て十分に補助を出す、あるいは支援していく、金で全てが済むというふうには思っておりません。やはりそういう体制をつくっていく。子供たちが安心して通える施設設備、それから状況、そういうものをつくっていくということも大事かというふうには思っておりますので、決して補助金だけで片づく問題ではないというふうには今までもお話をしてきたところでございます。

そういったところを十分御理解いただきまして、今後とも子育てのしやすいまち、住みやす

いまちというのをつくっていきたくいと。いろんな施策を通じて頑張っていきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

副議長（木村千秋君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の御質問の2番目、交通安全対策事業の取り組みについて答弁させていただきます。

2点、お示しをいただきました。1点目でございます。

町道宮代表佐線については、表佐小学校通学路である比女神社交差点から山田川橋までが、平成24年に実施いたしました通学路緊急点検において危険箇所として把握をいたしております。この区間の歩道整備を早々に24年度、25年度で行ったところでございます。

議員御指摘の山田川橋から庭田交差点までのおよそ200メートル余りには、現状歩道がございません。しかしながら、朝夕、通学の不破高生を初めとする歩行者や自転車、通勤の車両などの利用があり、今後も継続して歩道整備を行ってまいりたいと考えております。

また、県道養老垂井線の庭田交差点改良が県事業として、現在検討が進められております。交差する町道宮代表佐線も、それにあわせて大幅な改良整備が予想されることから、県事業との整合を図りつつ、また一方では沿線地権者の方に協力をお願いしながら、より効果的な整備ができるように、今後努めてまいりたいと思っております。

それから2つ目の、宮代小学校通学路である宮代83号線、庭田地内の横断歩道につきまして、こちら通学路緊急点検における危険箇所として把握をいたしておる箇所でございます。この箇所への歩行者用信号機設置については、過日、垂井警察署へ要望いたしており、横断歩道両端部に歩行者用の滞留スペースがないことや、宮代83号線の交通量が、信号機がなければ横断できないほどの状況ではないということなどから、現状での設置は困難であるという回答を得ているところであります。

また、通学路の町道が未認定の区間があるという御指摘でございます。こちらは土地改良区が所有・管理する農業用の水路敷でございます。歩行者滞留スペースの設置も含め、町道として整備をすることはいささか困難かと思われませんが、今後、土地改良区、それから垂井警察署、また学校関係者等、よりよい対策を協議いたしまして、児童の安全確保に向け努力をしてまいりたいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

副議長（木村千秋君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 丹羽議員の交通安全対策の取り組みについて、交通安全対策を所管いたしております私のほうからお答えをしたいと思います。

議員も御存じとおり、交通安全対策協議会にて、毎年年に4回、四季に合わせて開催をさせていただいております。町長を会長に、議長さんを初めとする行政機関の皆さん、そして交通安全協会の各支部長さんや、地区連合会長さんを初めとする関係諸団体の方々にお集まりをい

ただきながら、毎回のように垂井警察署から、昨今の交通情勢等についてお話を承ったり、助言をいただいております。

協議会の中では、それぞれのお立場から御意見をいただく中、道路標識、あるいはカーブミラー関係の修繕など、すぐに改善が図られるものから随時対応、処置をさせていただいております。

しかしながら、お尋ねにもございます交通規制をかけたり、信号機や横断歩道の設置などにつきましては、事案によりましては地権者の方々の御理解も必要になる場合がございます。したがって、庁舎内はもちろんのこと、地域、あるいは学校、警察、公安関係も含まれると思いますが、関係いたします団体と連携・調整を密にしながら、引き続き交通安全対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

特に議員が御質問でも御心配されております乳児、あるいは児童の交通事故防止につきましては、道路交通環境といった、建設課長も申しましたとおり、ハード面の改善もさることながら、一方では、ソフト面での交通安全教育を行うことも大変重要でございます。私どもで所管しております町の交通指導員によりまして交通安全教室を、保育園等を対象に定期的を開催をさせていただいております。そのほか、交通安全女性連絡協議会につきましては、手づくりの反射材入りの交通安全マスコットを毎年新1年生に配布するなど、その啓発活動にも取り組んでいただいております。

今後とも交通安全の一層の普及、浸透を図りながら、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践の推進に継続的に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（木村千秋君） 11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番（丹羽豊次君） 交通安全対策の取り組みにつきましては、今も課長が申されましたが、大変だと思うんですが、ぜひともゼロに向けてしっかり頑張っていただきたいと、このように思います。

また、もう1つですが、先ほど通学路、土地改良区の水路敷ということで建設課長も申されたわけですが、一応水路敷でも通学路に認定し、子供たちが登下校する道でございます。ぜひとも町道認定していただいて、その辺はこちらで管理するよう、よろしくお願いいたします。このように思っておりますし、またあそこは水路敷ということで、のり面が相当ありましたよね。その辺の交通安全対策等々も、フェンス等も必要になってこようかと思うんですが、ひとまず道路認定をしていただき、ぜひとも安全な道路としてこれからも使っていただくようお願いをし、その辺の課長の考えをお尋ねしておきます。

副議長（木村千秋君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 丹羽議員の再質問でございますが、町道認定をぜひということでご

ざいます。

先ほどの繰り返しにもなりますが、現管理者であります土地改良区とも十分協議をし、またハード整備だけでなく、保護者の方や学校関係者の交通安全指導といった手法と、あわせて児童の交通安全に向けて努力をしてみたいと存じます。よろしく御理解をお願いいたします。

副議長（木村千秋君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、大きく2つの点について質問させていただきます。

まず1つ目ですが、新年度より消費税が5%から8%になります。これに伴いまして、新年度予算における消費税対策事業について、まず第1点、伺いたいと思います。

御承知のとおり、安倍政権によりまして大胆な金融政策とデフレからの脱却を図り、機動的な財政政策が進められており、景気は緩やかではありますが、回復傾向にあります。しかし、実際に地方では、まだまだその実感が感じられないのが実情ではなかろうかと思えます。

こうした状況下におきまして、4月より社会保障、すなわち年金、医療、介護、子育て支援の充実と税の一体改革ということで、消費税が5%から8%に増額されます。

国では、地方消費税の増加に伴い、地方交付税の減額が実施されており、予算委員会におきましても説明いただきましたが、本町の歳入において、地方消費税交付金が前年度の2億5,000万円から3億2,000万円と前年度に対しまして7,000万円増と見込まれております。逆に地方交付税では、前年度12億7,000万円から11億9,000万円と、対前年度に対しまして8,000万円の減と見込まれております。また、町民税では、個人所得の伸びや法人税の増加が見込まれて約1億1,000万円の増、本年度町民税の総額は16億6,000万円と見込まれております。さらに、国庫補助金では約1億3,000万円の総額2億2,500万円となっております。この主な国庫補助金の増額分は、臨時福祉給付金給付事業に6,500万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に5,600万円となっております。

一般に、消費税は我々の生活用品など、生活にかかわる全てのものに一律にかかるということから、これらの2つの給付事業では、低所得者世帯へや子育て世帯への消費の面からの下支えとする意味で、国の事業として本町においても実施されることになっております。そこで、この2つの給付事業の詳細な内容と実施時期につきまして伺います。

また、これらの事業とは別に、本町でも消費税の底上げを図るべく、新年度に向けての事業はありますかのでしょうか。その金額と内容についてもあわせて伺います。

一方、消費増税によります年度末駆け込み需要によりまして、新年度当初の景気の落ち込みが懸念される中で、その抑制を図っていく必要がございます。本町においても、公共工事の事業費の増額など下支えをしていくことが重要と考えられ、またこれらの事業の早期の着工が望まれるところでございます。新年度における公共工事、特に公共下水道、上水事業、あるいは

道路整備事業におきまして、その事業費はどの程度で、対前年度に比べどの程度増加しているのか。また、これらの事業費のうち、第1・四半期に何%ぐらい発注をかけ、事業を早期に進めていかれるのか伺います。

次に、大きく第2点目でございますが、新年度予算に日本型直接支払制度に対しての、総額で約1,700万円の予算が計上されております。この制度は、農業の持続的発展と多面的機能の維持、発揮を図るため、地域ぐるみで農地や、その関連施設の保全管理に取り組むため、そうした農業組織に支援するものと予算委員会の中でも聞いておりますが、従来、取り組んできました農地・水保全管理支払交付金とどのような点で異なってくるのか。

特に農地・水環境保全事業におきましては、それぞれ農地機能の農業施設の水路、あるいは農道の維持管理が行われたり、共同作業を通じて農村のコミュニティーの維持が発揮されていき、大きな役割を果たしてきております。こうした意味で、この新たな事業によって農地・水環境保全の交付金事業が継続して行われるのか。また、この新たな制度によります農地・水環境では、今後24年度から5年間ということでございますが、この新しい制度になりまして、その計画期間はどうかということでお尋ねをしたいと思います。

以上2点につきまして、一般質問とさせていただきます。

副議長（木村千秋君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 角田議員の1点目の、新年度予算における消費増税対策事業のうち、臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業の詳細な内容と実施時期についての御質問に、関連しておりますので、一括してお答えをさせていただきます。

平成25年12月5日に好循環実現のための経済対策が閣議決定され、その具体的な施策として臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の支給が実施されることとなりました。平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するために、暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給いたします。

支給対象者につきましては、基準日である平成26年1月1日時点の本町の住民基本台帳に登録されている方で、平成26年度の町民税の均等割が非課税の方に対しまして1人1万円、また老齢基礎年金などを受給している方には5,000円を加算し、1回の手続により支給をいたします。対象者といたしましては、4,300人を見込んでおるところでございます。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、子育て世帯への消費税の引き上げの影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時福祉給付金と類似の給付金として支給をいたします。この給付金については、児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と併給調整して支給することとされておるところでございます。支給対象者につきましては、臨時福祉給付金の基準日と同じ平成26年1月1日の住民基本台帳に登録のある方で、臨時福祉給付金の対象になっていない方のうち、平成26年1月分の児童手当の対象となっている世帯に対し、子供1人につき1万円を1回の手続により支給いたします。対象者につきまして



は、4,356人と見込んでおるところでございます。

両給付金の支給方法につきましては、各自治体の規模や実情に応じて決定することとされておりますので、本町では2つの給付金を一体的に進める中で、各給付金の内容を記載したチラシと申請書を請求するはがきを町民の方に郵送させていただき、その申請書請求はがきに基づき申請書の送付をさせていただきます。提出をいただいた申請書の内容を審査し、7月下旬ごろから可能な限り早期に支給をさせていただきたいと考えておるところでございます。このため、町民の方々へは個別発送に加え、町のホームページや広報「たるい」を通じ、各給付金の内容周知に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、国におきましても、ポスターやリーフレットの配布及びコールセンターの設置を5月以降、また新聞やテレビなどによる広報を6月以降に予定されておるところでございます。この国の動向に合わせ、効果的な広報を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

副議長（木村千秋君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） 角田議員の御質問の1点目、新年度予算における消費増税対策事業についてのうち、3つ目の項目、新年度における公共工事の主な事業費と発注時期でございますが、私のほうからは上下水道事業についてお答えさせていただきます。

初めに、来年度の公共下水事業について御説明を申し上げます。

下水道事業は大きな事業規模ではありますが、近年は整備地域の関係もあり、若干抑制傾向でありましたが、住民の方々の生活環境の向上のため、平成26年度は事業規模を拡大させていただきました。

平成25年度は、東地区で7ヘクタール、宮代地区で3ヘクタール、合計で10ヘクタールの下水道の面整備を行いました、なお、次年度へ繰り越しましたJRの軌道下の推進工による下水管布設工事につきましては、6月末の完成を予定しております。

来年度につきましては、東地区で30ヘクタール、宮代地区で5ヘクタール、合計で35ヘクタールの面整備となります。事業費としましては、工事費で4億4,900万円、今年度の1億4,100万円に比べまして、金額で3億800万円、218%の増で予算計上をしております。

なお、公共下水道事業につきましては、国からの補助である汚水処理施設整備交付金を利用しており、例年6月の初めに交付決定されます。交付決定前に入札行為等の事務手続はできませんが、できるだけ前倒しして事前準備を行い、交付決定後の早期発注に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、安全・安心な水道水の安定供給と災害に強い水道施設の整備として、現在、相川右岸の第2水源地の整備に続き、相川左岸地域の施設改良事業を進めておりま

す。来年度の工事費は、水道事業会計、簡易水道特別会計を合わせまして、今年度4億5,885万円に対し6億716万2,000円で1億4,831万2,000円の増、前年度比32.3%の増で予算計上しております。また、第1・四半期の発注工事といたしましては、全工事費の23%程度を予定しておるところでございます。

なお、これらの工事は、消費税率の引き上げによる景気の下振れに対する下支え効果を狙ったものではありませんが、公共工事による経済効果は広く認められているところであり、設計等の準備を早めるなど、これらの工事の円滑な執行に心がけていきたいと考えております。

私のほうから以上でございます。

副議長（木村千秋君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 角田議員の御質問の、新年度予算における消費増税対策事業についての3つ目、新年度の公共工事の主な事業費と発注時期につきまして答弁させていただきます。

建設課で所管いたします土木費の新年度当初予算でございますが、総額は10億1,818万8,000円でございます。対前年比でございますと1億927万4,000円、およそ12%の増でございます。そのうち、道路、河川整備、住宅、都市施設整備などの主な工事費は2億7,750万円、またさらに平成25年12月5日閣議決定の好循環実現のための経済対策に基づきます平成25年度国の補正予算事業、これは繰越明許費で3,500万円を計上させていただいておりますが、これを加えまして総計で3億1,250万円、件数にしまして32件の事業を執行いたしてまいります。これは、前年比およそ37%ほどの増になります。

発注時期につきましては、御指摘のあるように、駆け込み需要の反動減の緩和ということに配慮をし、早期発注に努めてまいり所存でございます。第1・四半期発注分といたしまして1億1,800万円、件数で15件 およそ38%になりますが 目標に事業を推進してまいりたいと存じますので、御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

副議長（木村千秋君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） 角田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1つ目でございます。本町での消費の底上げを図る新年度事業は何か、その金額と内容についてでございますが、産業課におきましては、町内商工業者の活性化を図るため、来年度につきましても、本年度に引き続き商工会と連携してプレミアム商品券発行事業及び住宅リフォーム促進事業の実施を予定しております。

それぞれの事業におけるプレミアム商品券及び地域振興商品券は、町内登録店舗で使用できるものであり、資金が町内で循環する仕組みとなっております。プレミアム商品券発行事業につきましては、商工会が実施する事業としまして来年度900万円の補助を計上予定しておりますが、消費税増税における景気刺激策として、実施時期が、多くの方々に購入いただける方を商工会と連携をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、住宅リフォーム促進事業につきましては、町内施工業者が施工するリフォーム工事につきまして補助をしており、来年度700万円を計上する予定をしてありますが、制度を利用する方、また町内の施工業者ともども大変好評を得ているものでありますので、引き続きPR活動に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、新たな日本型直接支払制度の概要は、従来の農地・水保全管理支払交付金事業と異なる点はどこかの御質問でございます。

農業・農村は、国土保全、水源涵養、環境形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しております。

現在、国では攻めの農林水産業を進めるため、農政の改革が進められております。この攻めの農林水産業実現のため、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村づくりに向けた農地の持つ多面的機能を維持・発揮するための施策として、今回、日本型直接支払制度が創設されます。

日本型直接支払制度でございますが、構成は農地維持支払いの部分、また資源向上支払いと中山間地域等直接支払い、環境保全型農業直接支払いで構成されておりますので、そのうち中山間地域等直接支払いと環境保全型農業直接支払いにつきましては、基本的な枠組みは維持しつつ継続されます。従来の農地・水保全管理支払いは組みかえ、名称変更がされまして資源向上支払いとなり、農地維持支払いが新たに創設されます。農地維持支払いは、草刈り、泥上げなどの農地・水路等の基礎的な保全管理活動を対象としておりまして、資源向上支払いは、施設の軽微な補修のほか、生き物の調査や植栽活動などの農村環境保全のための活動、農作業を通じた世代間の交流会などの多面的機能の増進を図る活動を対象としておりまして、従来の協働活動とほぼ同様の内容となっております。

また、従来の向上活動は、資源向上活動の中で施設の長寿命化のための活動となっており、従来の活動内容としては、大きな変更点はございません。

続きまして、従来の農地・水保全管理支払交付金事業内容は継続できるのか、またこの本制度による経過期間の設定はいつまでなのかという御質問でございます。

先ほど申しましたとおり、農地・水保全管理支払いにつきましては組みかえ、名称変更がされました。新年度への移行につきましては、簡略化された方法が検討されているところでございますが、国の要綱等が示され次第、各活動組織への周知をしていきたいと考えております。また、経過期間につきましては、従来の農地・水保全管理支払交付金事業の事業内容でも、経過措置として平成26年度末まで継続が可能とされておりますが、交付金額等が各活動組織の有利となるよう、新年度への移行は平成26年度中にお願ひしたいというふうに考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

副議長（木村千秋君） 4番 角田寛君。

〔4番 角田寛君登壇〕

4番（角田 寛君） ただいま、各課長様からいろいろ事細かに説明をいただきましてありがとうございます。来年度、特に公共工事等、できるだけ早期に行っていくというような御返事

で、大変ありがたく思っております。

そこで、先ほども出たわけですが、繰越明許についてはできるだけ早期に行われるということでありまして、執行予算につきまして、また町長のこうした景気下支えに対する意気込みを、予算執行も含めて聞かせていただいて再質問とさせていただきたいと思いますが、よろしく申し上げます。

副議長（木村千秋君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 角田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

想定外の質問でございましたので、ちょっと戸惑っておりますけれども、全般的に景気の下支えという部分、特にこれからの景気の動向をどう見るかということにもかかわってくると思います。

まだ景気の回復の実感というのが地方に伝わっていない中で、緩やかに回復している中での消費税の値上げということがございますので、この影響がどう出るかというところは、エコノミスト等もいろいろと意見が分かれるところがございますけれども、短期的には落ち込みということもあろうかというふうに思います。その部分をいかにカバーしていくかということが、今のできるだけ早い時期に出していくということにもつながっていくと思いますし、かつて公共工事悪というような議論もございましたけれども、やはり我々の生活を支えている部分のインフラ整備、そしてそれに伴う雇用の創出等もあるわけがございますので、こういった形の中でしっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

景気の回復につきましては春闘等が行われておりまして、こういったものも大きく影響してくるというふうに思っております。ベースアップ等が大企業においてははかられておりますが、中小企業においてどこまで対応していけるのか、そこら辺の動向もこれからの景気に大きく影響してくるものというふうに思います。今後の景気動向をしっかりと見定めながら、また施策等も展開してまいりたいというふうに思っておりますし、しっかりとまた支えていきたいという思いも強く持っておりますので、よろしく御理解と御協力をお願いいたします。

副議長（木村千秋君） しばらく休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時15分 再開

議長（栗田利朗君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 通告に従いまして、大きく2点、お尋ねいたします。

まず第1点目、使える英語の効果的な指導方法はと題してであります。第2点目は、海外から見た我が町の観光行政についての2点についてお尋ねいたします。

まず第1点目、使える英語の効果的な指導方法についてはであります。

町長の平成26年度施政方針及び提案説明の重要施策の第2に、国際化社会に対応できる人材の育成のため、まず英語教育の推進に努めてまいりますとありますが、平成24年第3回6月議会で、英語教育は幼児期からと題しまして、私、一般質問をしました。

使える英語を身につけさせるためには、大人の期待どおりに子供が動いてくれる、素直に英語を学んでくれる、暗記の天才で、無条件に何でも覚えてしまうとされております幼児期から英語教育をすべきではないかという質問をいたしました。今議会は、これに関連して、以下お尋ねするものであります。

子供の国際感覚を養うとして、小学校高学年の英語が必修化されてもうすぐ2年になります。小学校では、新しい学習指導要領が完全実施された2011年度から5年生、6年生で英語が必修化されました。また、最近の報道では、文部科学省は小学校3年生から英語教育を開始する方針を固め、2011年度から公立小学校の5年生、6年生において、必須となっていた外国語活動を、正式に強化に格上げする。東京オリンピックがあります開催される年と同じ2020年までの実施を目指すという報道がありました。今後、英語教育は急激に進むと思われれます。小学校英語は教科と位置づけられていないために、検定を経た教科書がありません。

そこでお尋ねいたします。

1つ目としまして、今、小学校では、どのような英語の学習指導がされているのでしょうか。

次に、読む・書く・聞く・話すの4つの技能のバランスがとれてこそ使える英語と言えると思われるのですが、そこで使える英語の効果的な指導法についてお尋ねするものであります。

3つ目として、それに加えて、例えばJETや英語検定を学習の中に採用してはどうかということをお尋ねするものであります。

JET（ジュニア・イングリッシュ・テスト）とは、アメリカの教育機関であるI MET（Institute for Measurement in Education and Training）が開発した小学生・中学生のコミュニケーションを図るテストです。そのJETの特徴としまして、小学生・中学生のコミュニケーション英語能力を評価するため開発されたテストということです。リスニングとリーディングの2つのテストを通して4つの技能、聞く・話す・読む・書くのバランスを図ることができる。次に、小学生でも親近感のある場面設定がなされており、対象者の適性に応じた構成となっており、コミュニケーション能力の客観的な評価ができるということです。5種類のテストで10段階、1級から10級に細かな評価をいたしております。

英語検定についてはよく知られているので、詳しくは述べませんが、英検はコミュニケーション力を磨く、読む・書く・聞く・話す4つの技能を測定し、文部科学省が後援となっております。実用英語の力を育てる7つの級を設定し、学習進度やレベルに応じた学習目標として最適なものであります。スピーキングも測定できます。

記憶違いであればお許しいただきたいんですが、私、たしかシンガポールかタイのどちらかだったと思うんですが、子供が全員、英語で話ができるということ聞きまして、それを尋ね

たところ、その国では小学校から英語を教科として取り入れているということでした。

そういった制度については国に任せるとしまして、我が町とは言いませんが、我が国においても言えることでもありますけれども、どうも読む・書く・聞く・話すの力の中で、聞く力と話す力が少し弱いように思えるわけであります。これは英語に関してであります。特に聞く力、話す力をつけることこそ、まさに使える英語であり、使える英語とするその効果的な方法についてお答えいただければと思うところであります。

第2点目に移ります。

第2点目、外から見た我が町の観光行政。外からとは海外、海外から見た我が町の観光行政についてお尋ねいたします。

町長の平成26年度施政方針及び提案説明の重要施策の第5に、「観光の推進につきましては、住民と行政が一体となり観光の振興に取り組むことを念頭に、関係機関との連携強化を図ってまいります」とあります。

これまで、観光行政については、道の駅とか中山道垂井宿、南宮大社様、また竹中半兵衛公、駅前観光案内所等、いろんな観点から検討されてきました。私もこれまでいろいろ提案をしてきたところではありますが、そんな中で、3月1日の新聞によると、西美濃地域2市9町の市長と町長が2月12日から14日、ビジット西美濃観光キャンペーンと題して、台湾台北市と台中市を訪問し、地域の魅力をPRしたとあります。また、2市9町は、ことしから西美濃共和国と銘打ち、連携して国内外からの誘客促進に乗り出しているとありますが、そこで尋ねいたします。1つ目、視察の目的は何でしたでしょうか。2つ目といたしまして、垂井町のどんな魅力を売り込んでこられたのでしょうか。3つ目として、現地ではどのような意見が出たのでしょうか。

今までの我が町の観光行政は、垂井町にいて、垂井町内から見た我が町の観光行政、日本にいて、日本国内から見た我が町の観光行政であったように思われます。しかし、今回は海外にいて、海外から見た我が町の観光行政、そのように言えると思います。

町長さんは、先日、2月27日垂井町観光協会役員会の席上で、そのときの視察の内容の一端をお話しされました。わずかな滞在日数の中で、とても多くの収穫をされたように私は思いました。

そこで、お尋ねするのであります。改めて外から見た観光行政、改めて海外から見た我が町の観光行政、どのようなことがおわかりになったのでしょうか。また、今回得られたことをどのように今後我が町に活かされていくのでしょうか。町民の皆様にはわかりやすいように御答弁いただけたらと思います。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 富田議員の第1点目の、使える英語の効果的な指導方法につきまして3点お尋ねがございましたので、答えさせていただきます。

第1点目の垂井町の小学校における英語の学習指導についてでございますが、垂井町の小学校では、1年生から4年生までの英語を英語活動と呼び、各学年、年間10時間程度の授業を行っています。5年生と6年生の英語の学習を外国語活動と呼び、年間35時間の授業を行っています。

学習内容につきましては、垂井町独自のカリキュラムと指導案に沿って、町内全ての小学校において統一した英語学習を進めています。例えば小学校1年生では、挨拶、動物、果物、色などを英語で言えるようにしています。2年生からは、前の学年で学習したことを繰り返すとともに、さまざまな英語に触れるようにし、自分から進んで英語を使ったコミュニケーションができる児童を目指して指導しております。5・6年生では、文部科学省が作成した「Hi, friends!」というテキストを活用しながら外国語活動を進めております。

次に、第2点目の使える英語の効果的な指導方法についてでございますが、1年生から4年生においては、原則として学級担任が英語活動の授業を行います。全ての学級担任が英語を得意としているわけではございませんので、垂井町の小学校英語講師が定期的に各小学校を巡回し、英語活動の進め方について指導を行っています。また、垂井町に転入した教員に対して、4月当初に英語活動の研修を行い、垂井町の英語活動の考え方や進め方を指導しております。

5年生と6年生では、学級担任と垂井町小学校英語講師の2人で授業を行っています。子供たちにとって使える英語となるように、町統一の指導課程及び指導案のもと、小学校1年から英語になれ親しませる授業を行っています。

小学校段階では、言語や文化の体験的理解、コミュニケーションへの積極性、外国語の音声や基本的な表現へのなれ親しみを軸とした活動型の授業を積み上げることにより、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的としております。

例えばふだんの授業の中では、自己紹介する、レストランへ行って注文をする、日本や垂井町のことを紹介する、道案内をする、友達に英語でインタビューをするなど、子供たちにとって想定できる身近な場面を設定することにより、実際に使える自然な英語でのやりとりを指導者側が精査し、小学校段階の児童にとっても無理のないコミュニケーションの場面をつくりながら授業を行っています。また、課外活動では、6年生が修学旅行先で外国人観光客と英語で話しかけ、コミュニケーションを図る活動を取り入れている学校もふえてきております。

こうした学校の内外で英語に触れることにより、小学校で大切にしている英語への興味・関心が自然と生まれ、積極的に英語を話してみようとする態度の育成につなげていきたいと考えております。

垂井町は、小学校高学年の外国語活動が必修化となった平成23年よりも前の平成21年に、文部科学省から外国語活動における教材の効果的な活用及び評価のあり方に関する実践研究授業の指定を受けました。

また、その翌年、西濃教育事務所から地域の小学校英語拠点校としての指定も受け、研究と授業実践を進めてきました。文部科学省における国の指定に関しましては、小学校英語必修化

を見据えて、垂井町がどの市町よりも迅速に準備を始めていたことが評価されたためであると聞いております。この指定を受けたことにより、垂井町の小学校英語教育は他の自治体のモデルとされ、近隣の自治体に垂井町英語教育の実践を示すことができ、また垂井町が作成したさまざまな教材が他の自治体でも使われるようになりました。

次に、第3点目のJETや英語検定につきましては、児童の英語力がどの程度なのか、数値で判断ができるというメリットはあると思われれます。がしかし、英語検定合格を主軸に置いた授業展開になってしまうことの懸念や、受験にかかる費用の捻出等の問題も生じてくるため、現段階では取り入れる予定はございませんので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の2点目の質問、外から見た我が町の観光行政について、お答えをさせていただきたいと思えます。

議員の御説明にもございましたとおり、2月12日から14日、ビジット西美濃観光キャンペーンという形で、台湾に観光キャンペーンに行っていました。これは、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、安八町、輪之内町、揖斐川町、池田町、大野町、2市9町の首長全員がそろって行った行事でございます。

西美濃共和国という団体を立ち上げ、その事業の一環として行って来たわけでありまして、2泊3日という非常に短いというか、タイトな時間でありました。天候には恵まれず3日間とも雨という形、それから最終日は関東地方で大雪が降った日でありまして、飛行機が飛ばぬのか飛ばぬのかかわからないという、帰れるのかというようなことも心配したような状況の中での日程でございましたが、何とか無事帰ってくることができました。その成果について、少しお話をさせていただけたらというふうに思えます。

今回、台湾に向かいましたのは、東南アジアで日本の観光客が今一番伸びている国であります。従前まで、大体年間に140万人から150万人の台湾の方が日本を訪問されておりますが、昨年は円安の関係もあって、220万人という50%増の観光客の方が日本にお見えになっておるといふことでございます。

台湾はもともと親日家の国でもありますので、そういった関係の中で台湾に向けて観光キャンペーンを行おうということを考えたところでございます。

今言いましたように、台湾からは220万人の方がお見えになっておりますが、日本からは大体140万人から150万人ぐらいの方が台湾に向かって出かけておられるといふことで、向こうに行ったときに、日本からもぜひ台湾に来てくださいと、逆に招致をかけられたようなところもございました。

台湾でどんな魅力売り込んで来たかということでございますけれども、我々としましては、



垂井町の豊かな歴史・文化、それから文化財等がたくさんあります。そういったものをぜひ見ていただきたいという思いでお話をしたのでありますが、現地で訪問したのは、新亜旅行社、翔笙旅行社、それから台中市にあります太平洋旅行社、それから台北にあります日台交流協会というところに行ってきました。この交流協会というのは、台湾とは国交がございませんので、準大使館的な意味合いを持つ団体でございます。各対外的な窓口をしているところで、ここで、着いてすぐに交流協会から台湾に対するさまざまな情報をいただいたところでございます。

各旅行社、あるいは交流協会等での話の中で、まずびっくりしましたのが、台湾の方にとって人気があるのは、北海道の雄大な景色であるとか、雪とか、そういったものであるということでした。私どもは歴史・文化がすごいんだということを言ってまいりましたが、台湾の方にとっては、余り歴史・文化というのは大きなポイントではないということを伺ってがっかりしたところでございますが、さりとて、やはり景色、そういったものを感じる部分というのは垂井町でもあるわけでございますので、今後そういったものを観光ルートに取り込んでいくということにおいては、現地で有力ないい情報を得たのかなあということを思ってきたところでございます。

このキャンペーンにおきましては、それぞれ情報交換会、交流会等を行ってまいりましたので、ターゲットとして一般の方に観光交流ということではなくて、旅行社に絞ってキャンペーンを行ったということは、大変効果的ではなかったのかなあということを思っておるところであります。

外から見たことについて入っていくわけでありませうけれども、当然に台湾にとって垂井町というのはほんの小さな一つの点でしかございません。その中で、いかにこれから売り込んでいくかということを考えたときには、広域ということが必要になってくると思います。観光行政は、やはり単独ではなくて広域的なつながりの中で展開していくのが一つの形ではないかなと。今、西美濃・北伊勢観光サミットでありますとか、いろいろな団体、広域でやっておりますけれども、今回行きました2市9町、まさに西濃地域の土壌風土を同じにする自治体でございます。そういった中で、首長が同じ思いで参加できたということは、大変意義深いものがあったというふうに思っております。

また、そういった小さい視点であるからこそ広域的に観光し、一つの点だけではなくて、周りをめぐる、周遊するということも大事なポイントになるのではないかなあということを思っております。

今後、せっかく台湾とのパイプができたわけでございますので交流を続けながら、ぜひ現地の旅行社をお招きして、当西濃地域のいいところを見ていただいて、商品をつくっていただくべきではないかなあというふうに思っております。旅行社が西濃地域を一つの商品として売り出す。それに乗ってお客様がおいでになる。そこら辺から交流が始まっていく部分があるのではないかなあということを考えております。まだまだ先がある話ではありますけれども、今後

ともしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、外から見るとということに関しましては、これは単に海外だけではなく、国内の観光においても同じことが言えるのではないかなというふうに思います。単に垂井町だけではなく、県外からこの垂井町を見たときに、どこにその魅力があるのか、あるいはおもてなしができるのかということでございます。

前にも観光のことで少しお話をしたかもわかりませんが、観光行政において大事なものは、そこにかかわる住民の方の思い、熱だと思えます。来ていただいて気持ちよく帰っていただく、また来ていただく。その段階で、行政としても、いろんなパンフレットの外国語訳のものであるとか、看板の外国の紹介であるとか、そういったものを手配することはもちろん大事だと思いますが、何よりもまずそれを受け入れる人たち、人の思いというものをしっかりとこれからつくっていく必要があるのではないかなというふうに思います。

そういった部分で、観光協会が今立ち上がり、動こうとしておりますが、こういった団体とはしっかりと手を携えて、これからの垂井町の観光に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ヘルプカードの普及についてお伺いいたします。

外見からはわかりにくい内部障がいや聴覚障がい、また知的障がいなど、コミュニケーションに困難のある障がい者が、日常生活や緊急時に周囲に理解を求める手段として携帯するヘルプカード、このヘルプカードを所持していることで、安心して社会参加が可能となっており、日常的な不安を和らげることが期待されております。中でも、ふだんの生活を想定した取り組みに加え、災害発生時や不測の事故等による緊急時を想定した場合、さまざまな支援策の充実が不可欠であります。

障がい者は、高齢者、難病疾患、妊婦、乳幼児、外国人とともに、一人では災害や事故に遭遇したときに対処することが困難となる場合があります。例えば、現在、特別支援学校高等部では自立に向けてひとり通学が推進されており、電車やバスを利用して通学しています。また、就労面においては、一人で交通機関を利用して通勤している障がい者もふえています。

しかし、通学・通勤の途中で、ゲリラ豪雨などの自然災害の発生時や交通ダイヤの混乱時など、不測の事態に遭遇した場合、立ち往生してしまったり、パニックや迷子になってしまうおそれがあります。こうした万が一の事態に備え、障がい者が困ったとき、意思表示をすばやくにわかるような共通のヘルプカードの導入が必要と考えます。

これまで、幾つかの市町村や民間団体でこのような独自のカードを作成していると伺っていますが、今後、障がい者の自立や社会参加を広く推進する意味からも、周囲の人に気づいて

もらいたい、支援してもらいやすい環境を整えていくことが重要と考えます。災害時や不測の事態への対処方法などについて、家族や地域はもとより、広域的な支援を受けやすい環境をつくることは行政の務めであると考えます。そこで、垂井町独自のヘルプカードを作成してはと考えますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、消防団の処遇改善についてお伺いいたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が課題となる中、消防団の重要性が改めて注目を集めています。消防団とは、消防署とともに、火災はもとより、地震などの自然災害への対応などを行う消防組織法に基づいて条例で定められた組織で、全ての自治体に設置されています。

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されています。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から駆けつけ、対応に当たる地域防災のかなめであります。また、記憶に新しい東日本大震災では、団員みずから被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を果たしました。その一方で、住民の避難誘導や水門の閉鎖などで254人の消防団員が殉職し、命がけの職務であることが全国的にも知られました。

しかし、その実態は厳しいものがあります。全国的に団員数の減少が顕著となっており、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には約87万人に落ち込んでいます。その背景には、高齢化に加え、サラリーマンが多くなり、緊急時や訓練の際に駆けつけにくい事情も団員減の要因とされています。

こうした事態を受け、昨年12月の臨時国会で消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、消防団支援法が成立しました。この法律は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と定義しました。この消防団支援法には、消防団員の確保はもとより、日ごろより厳しい訓練や管轄地域の地域防災の普及啓発などに尽力している消防団員の苦勞に報いるためにも、消防団員の報酬や出動手当を引き上げられるよう、さまざまな機会を通じて処遇改善を直接国が働きかけることになっています。

また、国の新年度予算にも、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、さらに消防団の処遇改善や装備品、訓練の充実に向けた予算が確保されました。処遇改善について、具体的には、階級や在籍年数に応じて設けられている退職報償金は全階級で一律に5万円を上乗せするほか、年額報酬、出動手当の引き上げについて、各自治体に条例改正を強く求めているのが特徴であります。

消防団員には、年額報酬と出動手当の2つが支給されており、その額は各自治体の条例で定めています。今回の法律改正によって、国は市町村への交付税を計算する単価を明確にしました。それによりますと、年額報酬は平均3万6,500円で、出動手当は7,000円であります。本町の場合、年額報酬、出動手当ともに国の定めた金額にはまだまだ隔たりが大きいのが現状であります。各自治体によって長い消防団の歴史があり、簡単に引き上げが実現するわけではあり

ませんが、今回の法律制定を好機に、改めて消防団員の処遇の改善に取り組む必要があると思うのであります。

そこでお伺いする1点目は、退職報償金については国が示している額まで引き上げられる方向であります。消防ポンプ車の整備、消防団車両等の更新計画についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

2点目は、消防団支援法の成立を受けて、全ての消防団員に通報通信機器としてトランシーバー、安全確保の装備である安全靴、ライフジャケットなどの配備、また全ての分団に救助活動用資機材としてチェーンソー、油圧ジャッキ等の配備が求められています。この消防団員の命を守る装備、町民の命を守る装備の充実に向けてどのように取り組むお考えなのか、お伺いいたします。

3点目は、県の新しい事業で、消防団への入団促進対策として、県内の全消防団員、水防団員に対して、割引等の優遇制度を通じて地域で応援する機運を高めるための「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」であります。これは、県が割引分の金額を補填するものではなく、サービスの内容はお店の判断に任せ、協力店を広げることで応援されていることを実感していただくためのものであります。町としても、県の事業にぜひ手を挙げていただきますようお願いするとともに、団員の家族に対する町独自の優遇措置のお考えはあるのか、お伺いいたします。

4点目は、自治体職員の入団についてです。これまで自治体の裁量に委ねられてきましたが、消防団支援法では、職務に支障がない限り認めるよう義務づけが明記されています。そこで、町内各地域に在住する町職員を消防団に積極的に入団させて、より行政との連携が図れる質の高い消防団を整備することも必要と考えますが、御所見を伺いまして、私の質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 中村議員の1点目の御質問、ヘルプカードの普及についてお答えをさせていただきます。

障がいをお持ちの方が、日常生活や災害発生時などの困ったときに、周囲の方々に提示することで求めている支援内容を知っていただき、その支援を受けるための共通カードが、議員御提案のヘルプカードであると認識しております。

他の自治体におきましては、SOSカードですとか防災手帳といった名称で、地域の実情に応じたカードや手帳が作成されていると聞いております。現在、本町の障害者自立支援協議会におきまして、障がいのある人の成育や療育、生活実態などの経過や状況などについて支援者に伝え、支援しやすくするための記録である生活支援ノートの作成に向けて進めているところでございます。

議員御提案のヘルプカードにつきましても、障がいをお持ちの方の自立や社会参加を広く推

進し、生活を支援するといった意味からも、障がい者の当事者の方々を構成員とする障害者自立支援協議会において、生活支援ノートとあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 消防主任 小谷好廣君。

〔消防主任 小谷好廣君登壇〕

消防主任（小谷好廣君） 中村議員からの、消防団の処遇改善についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、消防ポンプ自動車の整備や消防団車両の更新計画についてでございますが、現在、垂井町消防団は、本部指揮広報車1台、消防ポンプ自動車7台、資機材搬送車16台、小型動力ポンプ17台を所有しております。消防ポンプ自動車の更新については17年、資機材搬送車については20年、小型動力ポンプについては20年をめぐりに更新計画を作成し、随時更新をしておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、2点目の消防団員の装備の充実への取り組みについてでございますが、現在、垂井町消防団員には、個人装備として防寒衣、夜間用作業用投光器、ヘッドライトでございますが、全員に配備をしております。議員御質問のトランシーバー、ライフジャケット、踏み抜き防止用安全靴は、全員ではありませんが配備はしております。

また、救助活動用資機材のチェーンソー、油圧ジャッキについては、分団には現在装備はしておりません。また、平成26年度には、2台のチェーンソーの導入を予定しております。また、各地区の防災倉庫に配備されておりますチェーンソー、油圧ジャッキ等を災害時に活用するよう、行政側よりも指導をしております。

消防団員にも、奇数月には防災倉庫の器具点検を実施し、団員の誰もが装備品に精通できるようにしております。また、装備品につきましては、消防団員公務災害補償基金の補助等を活用しまして、装備の充実を図っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目の入団促進対策としての町独自の優遇措置についてですが、現在、垂井町消防団の条例定数は298名で、定数割れがあった年は、過去、平成20年に1名の定数割れが1度だけありましたが、自治会等の協力により定数割れを起こしたことはありません。今後、我が町でも起きることも考えられます。

町としての取り組みは、消防団組織運営補助金を予算措置し、消防団活性化事業として、団員の家族との交流としてレクリエーション大会や映画鑑賞などを年1回行い、家族の理解を得ております。

消防団としても、消防団の主な活動内容、自分たちの地域は自分たちで守るという精神に基づき、自分たちの手で地域や家族、そして仲間を守るために団結し、防災活動に当たっていることを、地域の防災訓練などに参加し、PRに努めております。

また、勧誘時には火災、地震、台風などの災害時、迅速に消火活動や救助活動を行い、住民の生命と財産を守る災害活動、消火訓練や応急手当て訓練、年末の警戒や火災予防週間中の広報活動、地域に対する火災予防の呼びかけや、警戒活動等の平常活動や入団後の待遇、公務災害補償、退職報償金、表彰制度などの話をして入団をしてもらっております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。  
議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 中村議員御質問の2番目の消防団の処遇改善について、3点目と4点目について、私どものほうから御回答申し上げたいと思います。

議員御指摘のとおり、少子・高齢化の進行、あるいは若年層の町外転出、また就労構造の変化に伴いまして町外勤務者もふえたことから、消防団の確保が年々厳しくなっているのが現状でございます。

そこで、お尋ねの3点目の消防団員に關します優遇措置についてでございますが、県内の先進事例といたしましては、関市が平成23年7月から県内で初めて関市消防団サポートプロジェクトを実施いたし、参加加盟店にサポートカードを提示することで料金の割引やポイントの上乗せなどの特典が受けられるという取り組みが行われておるところでございます。そのほかでは、県内の自治体で申しますと高山市、本巣市などでも同様の取り組みを始めている自治体もございます。

さて、議員が申されておりますとおり、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」につきましてでございますが、岐阜県では平成26年度に予算を計上いたしまして、消防団応援インセンティブ制度導入事業として私どもは理解をいたしておりますが、内容につきましては、先進市町の取り組みと同様、料金の割引、あるいはポイントの上乗せ、応援事業所にはステッカーを提示してもらおうなど、消防団を応援しようとする機運を高めることで、団員の士気高揚につなげることを目的として実施される事業と伺っております。

消防団員確保につきましては、全国の自治体の共通の課題でございまして、今後、より一層、その確保が困難になってくるものと予測されるところでございます。当町におきましても、さきに述べました岐阜県の事業による町内事業所の加入促進、あるいは商工会との連携によりまして、制度の充実が図られるように、でき得限りの応援はしていきたいと、そのように考えておるところでございます。

また、町独自の優遇措置に關しましては、先ほど来申し上げますとおり、県事業の今後の取り組み、あるいは活用の状況も踏まえながら、場合によっては重複しないかどうかも含めて十分検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

次に4点目の、町職員を消防団に積極的に入団させてはどうかといったお尋ねでございますが、現在21名の職員が消防団に在籍しております。過去には、町長を初め、そのほとんどの職員が消防団経験者でございます。議員御指摘のとおり、職員が消防団に在籍することで、行

政との連携が密に図られるかもしれません。また、職員が消防団に入団することで地域とのつながりが深まり、将来にわたり、本人としても大変貴重な経験になると、そのようにも思っております。大変恐縮でございますが、事実私もそうでございます。声をかけ合うことのない関係の者が、いつの間にやら自然とお会いしたら挨拶が交わせる関係へとつながっていることにも、実感として私は痛感しております。

しかしながら、一方で防災を所管しております私どもの立場からは、町職員が有事の際に災害対策本部体制の一員にもなってもらわなならんといった実態がございます。本部活動が優先されることを考えますと、消防団活動の人員が他方で減るわけでございます。地域での活動に支障を来すことが予想されることも、ぜひとも御理解を賜りたいというふうに思っております。

これまで、多くの職員が自主的に地域のことを考えて消防団に入団し、これからも地域のかかわりは大切だと、その結果のあらわれが私ども21人もの職員が入団しておってくれるものと、そのように認識をいたしております。そういったことで御理解をいただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 2番 中村ひとみ君。

〔2番 中村ひとみ君登壇〕

2番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

こちらは、愛知県の弥富市で配付されております聴覚障がい者のためのSOS緊急時サポートカードでございます。細部にわたり工夫がされており、緊急時の手助けとなるカードとなっています。まずは、私たち住民は、カードを提示されたときには理解を示し、支援を求められたら行動を起こすことが第一であります。その上で、支援する側がどのように対応すればよいのかを示したガイドラインを作成することも今後必要になってくると考えますが、その点もお伺いいたします。

また、消防団の入団促進についてであります。垂井町として、現在、消防団条例定数を割ることなく維持していただいております。これも大変な思いで努力していただいていると思います。入団促進として、町としての取り組みも、先ほど紹介していただきました。

そこで何よりも大切に忘れてはいけないのは、いつのときでも団員を送り出し、家庭を守っていただいている家族の存在であります。この家族に対する優遇措置として、例えば町で使われますプレミアム商品券を贈呈するなど、何か特典を設けることで、入団していただきやすい環境を整えてあげることも大切なことではないでしょうか。プレミアム商品券の活用は、家族も喜んでいただけますし、商店街も潤うという相乗効果が期待できると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたしまして、私の再質問とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 中村議員の再質問にお答えをいたします。

ヘルプカードについてのガイドライン等を示していくべきではないかということでございます。私のほうも、この一般質問の通告がありまして、いろんなところを調べさせていただきまして、今、東京都福祉保健局障害者施策推進部が出しておるガイドラインというものがあります。そういったことも、この自立支援協議会のほうに一緒に協議を持ちかけて、どのような形で障がいをお持ちの方をどのように支援していくかということのを改めて、また研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

消防団の家族の優遇という部分、町独自の施策としてプレミアム商品券等の配付はどうかという御提言でございますが、私も先ほどお話がありましたように、消防団を17年ほど経験をさせていただきまして。やっておる間は、決して何か物がもらえるからとか、待遇がいいからということではなくて、やはりそういった地域を思う気持ち、仲間と一緒にやる思いというものを大事にしながら活動してきた覚えがございます。

翻って、今家族の優遇という部分では、年に1回、優秀家族賞というような形で、消防団活動に貢献しておっていただける団員の奥様を県が表彰する制度等もございますし、今、企画調整課長が申しましたように、県においてもこれから新しい事業が展開されていくところがございます。そういったものを見ながら、町としても応援をしていく体制をしていきたいというふうには思いますが、いきなりプレミアム商品券がいいのかどうかというのは、商工会が発行しておる商品でもございますので、そこら辺はちょっと難しいところがあるかと思えますが、強いて言えば地域振興券、今の補助制度でやっている、そちらが該当してくるのかなというふうには思うんですけれども、これもやり方は検討していく必要があるかというふうに思えます。

いずれにしましても、私を感じております今の消防団の活動、定員298名をしっかりと維持しながら、それぞれ各地域の思い、まさに地域活動の中核を担っておっていただける大事な団体であるという認識を持っております。一朝事があれば、まさに命をかけて闘っていただく大事な消防団員、これをやはりしっかりと支えていきたいという思いでございますので、今いろんな方策をこれからも検討しながらしっかりとサポートしていきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

いよいよ新年度となります26年度の我がまち垂井町の予算が示されました。議会初日に町長の所信表明があり、重ねて第5次総合計画、第7期実施計画、内容も少々変わっている部分も



見られますが、お示しいただきました。それらを受けて、新年度の重要施策、新年度にける思いをお尋ねしていきたいと存じます。

初めに、12月定例会でも触れてまいりました庁舎内人事、今回は女性の視点導入という観点から、女性管理職の登用について掘り下げた形でお尋ねをしてみたいと存じます。

垂井町の掲げる重要施策を展開するに当たり、やはり女性の力はなくてはならないものと考えております。第5次総合計画中のさまざまな施策に基づく事業、民生部門の幼保一元化こども園事業、エコ意識を初めとする環境衛生事業、世代を問わず地域と密接な教育部門、そして産業部門の観光一つをとりますしても、女性目線での行き届いたおもてなしができるよう、ありとあらゆる分野・部門において、これからますます女性のパワーを大いに活用しなければならない事業が多々存在いたします。

そこで、冒頭に述べました庁舎内人事、女性登用についてであります。国のほうでも総理みずからダボス会議等で女性登用を公言され、国の活力を取り戻すのはまさに女性の力だと、大変力強い方向性を示されておると聞き及んでおります。しかしながら、どこの場面におきましても、登用目標数字ばかりが先行する中で、目に見えた登用にはまだまだほど遠いのが現実であります。安倍総理のお言葉のように、女性の力を最大限発揮する上でも、我が垂井町庁舎内においての現状がどのようなかをお尋ねし、続いて数点お尋ねを重ねてまいりたいと存じます。

我が垂井町庁舎内においての現状、私が思うに、いわゆる幹部の中にここ数年女性の登用が見られません。なぜこのような状況であるのか、お尋ねをいたします。

先ほどから、女性、女性と繰り返しておりますが、当然のことながらバランスのとれた配置が大前提であります。管理職の登用に当たっては、男女を問わず、意欲、能力、実績などを適正に評価し、真にふさわしい職員を選ぶことが重要なのは言うまでもありません。また、管理職の育成においては、若いときから役付職員に登用し、責任ある仕事を経験し、実績を積み上げ、自信をつけていくことが必要であります。こうしたことから、一方で考えなければならないのが、女性の登用を積極的に進めるため、女性が役付職員として勤務しやすい環境づくりを進めることでもあります。

意思決定の場に女性がいることは、女性にとって働きやすい環境をつくり出す上でも重要であります。女性職員が幹部になっても、職場と家庭を両立できるような職場環境の改善、女性の管理職登用促進のための取り組みにも大いに力を入れるべきと御提案申し上げますが、そうした環境整備はできているのか、お尋ねをいたします。

また、あわせて女性の管理職候補を対象とする研修の実施や、昇進・昇格試験を受験するように奨励するなどの積極的な対策を講じているのか、いわゆる育成についてもお尋ねをしたいと存じます。

そして、国の方針を受け、垂井町におきましても子ども・子育て会議の設置がされました。こうした会議は、まさに女性ならではの目線でさまざまな課題について深く議論される場であ

り、子育て環境がますます充実するのではと大いに期待をしております。町民感覚、まさにお台所の、お茶の間の意見、感覚、温度が反映される行政でなければならないと重ねて提言申し上げます。

そこで、そうした会議や審議会等、垂井町内にはさまざま設置がされており、実施計画中の女性の参加数値によりますと、現状値が29.7%、平成29年に向けての目標値が30%となっております。果たして、冒頭に述べましたように、数値ばかりが先行して、現状として女性が多くを語り、意見を出すことのできる場が提供されているのか。目標値30%となっておりますが、その数値は果たしてこういった程度なのか、改めて疑問に思うところであります。

そして、その希少な意見が確実に反映されているのかも不安に思うところであります。あわせて、庁舎内についても同様、行革に係るプロジェクトチーム等を設けている報告をいただいておりますが、そうした数値はどのようであり、どのような意見が出されているのか。また、政策立案、決定に重要な役割を果たす町幹部職員に女性登用が見られない中で、女性職員の声はそうした組織で確実に反映されているのか、お尋ねをいたします。

また、女性の登用を増加させ、多様性のあるフレキシブルな組織の実現に向かって努力していくことは、まさしく我が町の活性化のために重要であると考えますが、今回の予算に当たり、どのような点が女性ならではの声が反映された施策となり、実現され、活性化していくのか。今後の課題として、垂井町行政の政策や方針を決定する場において男女の意見がバランスよく反映されるよう、女性の視点の導入、女性職員の管理職積極的登用について、お考えをお尋ねいたします。

続きましては、公共施設整備事業に関してお尋ねしてまいりたいと存じます。

先般、開催された総務産業建設委員会にて、早急にてこ入れしていかなければならない施設のお示しがありました。これにつきましても、12月議会に引き続きとなりますが、公共施設整備台帳に基づき、優先順位の高いものを抜粋したとのことでもあります。そこには、老朽化、非耐震化等で施設の安全性が非常に低い施設名が列挙されておりました。この役場庁舎はもちろんのこと、特に公民館のように町民さんに広く利用される場でありながら、安心・安全が提供できない施設も同時にピックアップされており、そのほとんどが避難所指定とされていることに、いつ何が起こるかわからない災害等に関して、危機管理意識やその対応のなさに不安を覚えたところであります。

そこで、町長所信表明にもあったように、新年度の施設整備対応の関係予算は具体的にはどのようなものであるのか、お尋ねをしたいと思います。そして、特に注目されるこの庁舎や文化会館、また今後のまちづくりにおいて重要拠点となる公民館施設においてはどのようなものであるのか、お尋ねをし、町民さんに対する安全意識をあわせてお尋ねをし、質問とさせていただきたいと存じます。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 木村議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

非常に複雑多岐にわたっておりまして、的確な答弁内容になるか少し不安な部分もございますが、よろしく願いをいたしたいと存じます。

まず、私のほうからは、女性の視点導入という観点から、女性の管理職の登用について答弁させていただきたいと存じます。

幹部職員の女性登用についてですが、現在の男女の構成員から申し上げますと、一般事務職員で管理職対象となっている50歳以上の職員でございますが、現在35人ございまして、うち女性は2人でございます。また、中央公民館を含めた本庁舎におきましては24人ございまして、うち女性はゼロ人でございます。また、係長を経て今後管理職となるべき候補の40歳以上の職員につきましては70名ございまして、うち女性は14名でございます。また、中央公民館を含めた本庁におきます職員につきましては56人ございまして、うち女性は12人となっております。

このうち、係長級である監督職員は現在5名在籍しておるところでございます。監督職、管理職員につきましては、昇任試験や能力、実績など、人事評価に基づき登用しているところがございますが、今申し上げましたとおり、女性の幹部職員になる候補者が少ないという現実もあるところがございます。

議員御質問の、男女平等といった観点からでございますが、現在、少ない女性でありますけれども、職員の育成といった観点からは、人材育成指針、並びに垂井町の職員の研修指針に基づきまして、それぞれ研修等につきましては平等に受けさせているところがございます。当然のごとく、昇任・昇格試験を初め、その結果に基づきます管理監督職への登用につきましては、男女の差別をすることなく行っているところがございますけれども、女性の視点からの政策立案、行政運営に取り組んでいくためにも、能力のある職員は今までも積極的に登用してきておりますし、今後もその進め方については何ら揺るぎがないということでございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、私のほうから、公共施設整備について御答弁をさせていただきます。

公共施設整備に関する町民に対する安全意識といった観点で、こういった施設整備の方向性であるのかというところがございますが、平成26年度の公共施設の整備事業につきましては、過日の予算審査特別委員会においても、各担当の課長、あるいは係長のほうから説明があったと存じますが、町内の老朽化しております公民館、文化会館、クリーンセンターを初め、小・中学校の早急に対処が必要な改修、修繕工事につきましては、それぞれ予算を計上させていただいたところがございます。

そうした中、Is値の低い役場庁舎、あるいは公民館、中でも垂井公民館、府中公民館、それから文化会館等の耐震改修工事に係る経費につきましては、来年度、予算的には計上してないところがございます。

町民に対する安全意識というものにつきましては、十分認識をしているところがございます

が、過日の総務産業建設委員会でもお示しをさせていただきました、こうした耐震補強計画の必要な施設等々につきまして、全施設を一斉に耐震補強、並びに改修工事を行うことにつきましては、財政面からいっても非常に困難なものでございます。

そうした中におきましても、先ほどの質問にもございましたが、今年度そうした施設の耐震補強等改修工事に係ります概算工事費を出すことにしております。その調査結果を判断材料の一つといたしまして、老朽度、今後の施設の利活用等の検討を行いながら、総合的に判断を行い、健全な財政運営を図りつつ、計画的に施設整備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じますし、なお、近い将来にわたります庁舎の改修等につきまして、財源確保といった観点から、来年度当初予算におきまして、政策的に庁舎建設基金に利子を含めまして1億37万4,000円の予算計上をさせていただいたところでございます。そういった観点から、ひとつ御理解をいただきたいと存じます。

以上、私のほうから答弁させていただきますが、プロジェクトの関係につきましては企画調整課長のほうから答弁をいたすことにしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 企画調整課長 早野博文君。

〔企画調整課長 早野博文君登壇〕

企画調整課長（早野博文君） 木村議員の中にごございます、プロジェクトチームにおける数値とどのような意見が出されているか。女性職員の声が反映されているかといったような内容につきまして、少し先ほど総務課長も言いましたが、回答になっていない部分も登場するかもしれませんが、御了解いただきたいと思えます。

まず、現在設置しておりますプロジェクトチームについてでございますが、少し述べさせていただきます。

現在、プロジェクトチームとして庁内で立ち上げておりますのは、行財政改革検討委員会の下部に設置いたしました行財政改革プロジェクトチームのみでございます。本プロジェクトチームにつきましては、新たな行財政改革策定に向けた調査・研究をさせることを目的に、昨年5月に設置いたしましたところでございます。チーム員の選出に当たりましては、若手・中堅層を中心にいたしまして、行政経験等を加味した上で、それぞれの各課から1人選出する形で行い、保育士からも3名を選出いたしておるところでございます。

そこで、御質問に沿うかどうか不明な点がございますが、数値といたしましては、チーム員総数15名中、女性は5名でございます。プロジェクトチーム会議内容といたしましても、男女を問わず、これまでの行政経験を十二分に生かし、忌憚のない意見を出してもらった中で議論し、その成果として検討委員会に報告を上げさせてもらっておるところでございます。当然にして女性職員の意見も踏まえながらの内容で、新たな行財政改革取り組みの素案の段階で反映されていくことと、そのように思っております。

したがって、議員御指摘の女性管理職の登用に関しましては、行財政改革実施計画の中には上がってきてはおりません。お尋ねの件に際しましては、第2次の男女共同参画プランの

中で取り組み内容として掲げられているところでございます。

男女共同参画社会の確立に向け、引き続き懇話会等を通じまして啓発活動を行っていく中で議論してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

数点再質問をさせていただきたいと思います。

私ごとなんですけれども、私はこの町議という職を頂戴する前ですけれども、証券会社に勤めておりまして、その入社当初から女性の営業部長さんが幹部にいらっしゃったんですね。憧れましたね。そういった女性の対等という形というか、女性が活躍されておるのを目の当たりにしてきた、社会人1年生でそういった状況を見てきた。

当然、当初もこちらの執行部、幹部職員に女性の課長さんがいらっしゃったんですよ。今はちょっと花と言ったら語弊があるかもわかりませんが、何か寂しい感じがして、議場を振り返りますと女性議員という形で、12名今おる中で2名で、それもいささか寂しい状況でもあるんですが、先ほど来、課長さんの御答弁の中に、やはり年齢等々でちょっと区切られた感がありましたけれども、寂しい数字が上がりましたね、2人とかゼロとか。候補はたくさんいらっしゃるというような御答弁にも思えたんですけれども、平等にいろいろと昇格試験等々を受けさせているよというようなお答えがありましたけれども、じゃあなぜ現状こういうふうになっているのか、再度検証されてきた経過があるかどうか再度お尋ねをして、ぜひ町長さんにも、町長の御所見を、いま一度再質問でお答えをしていただきたいと思います。

続いて、公共施設整備に関してですけれども、総務課長さんの御答弁ありがとうございました。

財政的にもいろいろと考えながらというようなお答えがあったかと思えますけれども、垂井町は健全財政ですよ。財務指標をいろいろといただきながら、本当に健全に一生懸命、締めるところは締めるという形でやっていただいておりますが、午前中等々ありました同僚議員の質問に、庁舎の決断のとき、そういったお問いかけもありましたね。町長さんの御答弁、いよいよ迫っていると、何か期待が持てるような御答弁でありましたけれども、また、こうしたことを受けまして震災後の絡み、いろいろ御質問の中にも震災後とか、震災関連というお言葉が間々見られましたけれども、やはり町長さんも同僚議員さんの御答弁で言われたように、震災後に気づかされたことが多々あったという御答弁がありましたね。

また、新年度予算委員会でしたか、町の地域防災計画の大幅な見直しがあると。同時に避難所マップも改定していくよというようなお話がありましたけれども、先ほどの御答弁にしますと、町長さんの一丁目一番地のまちづくりの拠点、先ほど御答弁がありましたね、垂井公民、府中公民館でしたか、耐震の予算計上をしていないという御答弁。そして、今議会に上程され

ています条例等々の改正、この2公民館が含まれる条例改正でした。ここを拠点として活用していこうという。

そうした安全意識、先ほど私はお尋ねをいたしましたけれども、そうした部分の町長としての危機管理意識、いま一度確認せねばなあと不安に思いましたので、そこら辺もあわせて町長に再度、そういった安全意識等に鑑みて御答弁のほう、再質問をさせていただきたいと思います。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 木村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、女性幹部の登用のついでの部分で、現状と昇任における現状の乖離をどう思うかということでございますけれども、先ほど総務課長も答弁の中で数字を申しましたように、数が非常に厳しい状況にあるということでございます。全て昇任試験、あるいは昇格試験等を受けて上がっていくわけでありまして、そういったふるいの中で上がってくる。女性だからなるとい話ではないと、これは前にもお話ししたと思いますが、それであるならば逆に逆差別という形になってしまうので、やはりそういった適性を見きわめた上で配置していくのがまず第一であるというふうに思います。その対象となる女性の数が、残念ながら途中退職されたりというような形でおられないというのが現状でございます。今後、次の世代を担っていく女性が上がってくるとけれども、そういった中でしっかりとまた育てていく、そこにまた出てくるんだというふうに思っております。

当然に、いろんな政策等は各課から吸い上がってくるものでありますので、その中では十分に反映されたものが上がってきておると私は思っておりますし、至らないところがあれば、それはまた手直しをしていくという形で対応していくということになっていくものというふうに思っております。

それから建物の管理について、一丁目一番地と、あんまり私は好きな言葉ではないんですけども、今までそれを言っておってろくな目に遭った人がいないような現実を見ておりますけれども、特に今、公民館のことをおっしゃいましたけれども、現状、公民館の中で、私のこれは記憶中で申しわけございませんが、耐震性のない、危ないところは垂井公民館と府中公民館というふうに認識をしております。これらはやはりその他の施設等も含めて今後計画等をつくっていくわけでありまして、今までも総務課長からも出ておるように、全体的な中での財政的な部分も含めて検討していく必要があると思っておりますし、建てかえ、あるいは取り壊して移転というような場合も出てくるかもしれません。そういったことを踏まえる中で、現状すぐこれをやるというのは、なかなか難しいところがあります。そういった計画性を持って当たっていく。当然財政出動は大きなものになりますので、庁舎も含めましてですが、そういったところはしっかりと検討していく必要があるというふうに思います。

また、避難場所については、住民の方が一時的には自分の家にまず避難すると。そして、そ

の後に広域的な場所に避難をしていくという形になりますので、そのときにしっかりと安全を確保できる体制というのはつくっていかねばいけないというふうに思っております。

今I s値が落ちるものも含まれておりますけれども、これは今言ったように、全体の見直しの中でしっかりやっていきたい。遅々として進まないという思いがあたりになるかもわかりませんが、やはり全体の中でしっかりとやっていく必要があるというふうに思っております。

これは健全財政というふうにおっしゃいましたけれども、今が健全だから将来いいかという、予算の中でお話をさせていただきましたけれども、やはり大きな事業をやっていけば、これからやっていく必要が出てまいりますので、当然いろいろ苦しくなってくる、厳しくなってくる。そういう状況のある中で、何でもかんでもというわけにはいかないと。その中で取捨選択をし、優先順位をつけてやっていくのが我々の仕事だというふうに思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（栗田利朗君） これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時36分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

垂井町議会副議長 木 村 千 秋

会議録署名議員 吉 野 誠

会議録署名議員 広 瀬 文 典